



3 主要な事業

▼ 主要な事業

目次

事業 No.	事業名等	ページ
1	災害廃棄物緊急処理支援事業	65
2	多重防災型まちづくり推進事業	66
3	警察官緊急増員事業	68
4	三陸鉄道災害復旧事業	69
5	湾口防波堤等整備事業	70
6	広域防災拠点整備事業	71
7	防災拠点等再生可能エネルギー導入事業	72
8	メモリアル公園等整備事業	73
9	三陸復興道路整備事業	74
10	被災者台帳システム整備及び運用支援事業	76
11	総合的被災者相談支援事業	77
12	被災者住宅再建支援事業	78
13	災害復興公営住宅等整備事業	79
14	緊急雇用創出事業臨時特例基金	80
15	職業訓練施設災害復旧整備事業	81
16	被災地医療施設復興支援事業	82
17	被災地健康維持増進事業	83
18	ドクターヘリ運航事業	84
19	児童養育支援ネットワーク事業	85
20	こころのケアセンター等設置運営事業	86
21	いわて子どものこころのサポート事業	87
22	いわての復興教育推進事業	88
23	文化財レスキュー事業	89
24	海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業	90
25	新しい公共による地域コミュニティ支援事業	91
26	生活福祉資金貸付推進事業	92
27	いわて公募型復興企画推進事業	93
28	被災市町村行政機能支援事業	94
29	共同利用漁船等復旧支援対策事業	95
30	水産業経営基盤復旧支援事業	96
31	水産業共同利用施設復旧支援事業	97
32	製氷保管施設等早期復旧支援事業（うち製氷・貯氷施設回復支援事業）	98
33	中小企業等復旧・復興支援事業	99
34	産地パワーアップ復興支援事業	100
35	漁港災害復旧事業	101
36	漁業集落防災機能強化事業	102
37	被災地域農業復興総合支援事業	103
38	農用地災害復旧関連区画整理事業	104
39	三陸みらい園芸産地づくり交付金事業	105
40	木材加工流通施設等復旧対策事業	106
41	治山災害復旧事業（海岸保全施設等復旧）	107
42	復興支援ファンド設立支援事業	108
43	中小企業被災資産復旧事業	109
44	自動車関連産業創出推進事業	110
45	国際的研究拠点構築事業	111
46	国際リニアコライダー（ILC）推進事業	112
47	いわてデスティネーションキャンペーン推進事業	113
48	国際観光推進事業	114

取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 1 災害廃棄物緊急処理支援事業

➤ 事業目的

復旧復興の第一ステップとして、災害廃棄物（がれき）の早期撤去を行うとともに、リサイクルに努めるなど、環境に配慮した処理を推進。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

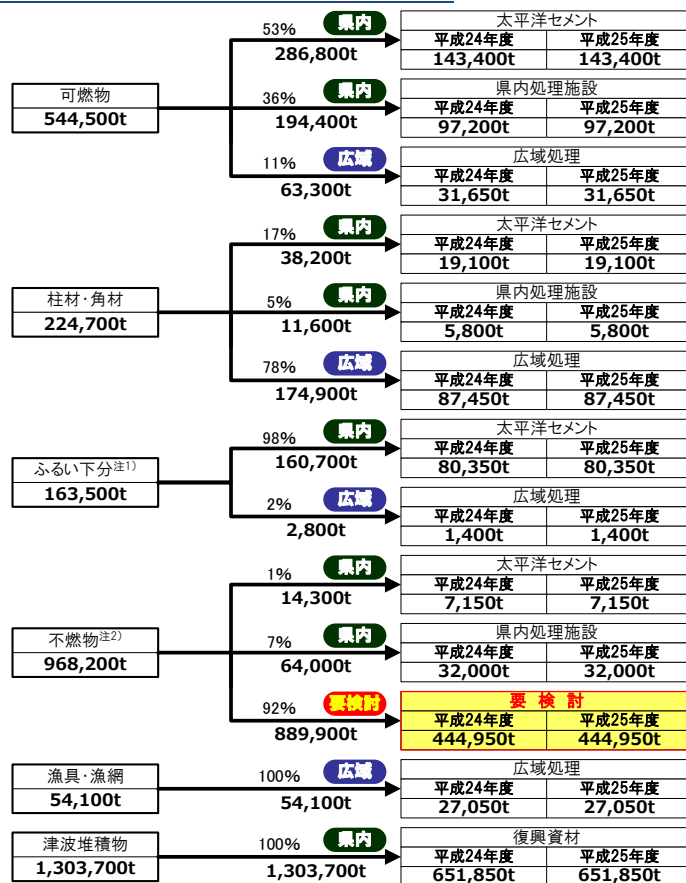
廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村の当該事務を県が代行して実施。

岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成23年8月30日 平成24年5月改訂）に基づき、平成26年3月末までに終了することを目標として設定。

➤ 実施期間

平成23年度 ～ 平成25年度

➤ 災害廃棄物処理のイメージ



注1) 可燃物を選別した概ね20mm以下のもの

注2) 概ね50mm以下で土砂分を含むもの

注3) 推計量 5,250,400tからH23 処理量 514,300tを除いたものうち、復興資材の利用等が見込まれるコンクリートから 1,203,700tと金属くず等 273,700tを除いたもの。

取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり
故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

No. 2 多重防災型まちづくり推進事業

➤ 事業目的

津波対策の基本的な考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえ、津波等の自然災害による被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

津波によって破壊された防潮堤等「海岸保全施設」のまちづくりと一体となった整備や、市町村のまちづくり計画策定に向けた技術支援や防災型シンボルロード整備等の「まちづくり」、避難経路の充実や防災文化の醸成等の「ソフト対策」3つを組み合わせた多重防災型まちづくりに向けた取組を推進

- (1) 海岸保全施設
 - ・ 海岸保全施設等整備事業
 - ・ 津波水門等電動・遠隔化促進事業
- (2) まちづくり
 - ・ 多重防災型まちづくり計画策定支援事業
 - ・ 復興まちづくり支援事業
 - ・ まちづくり連携道路整備事業
 - ・ 防災型シンボルロード整備事業
 - ・ 公共団体区画整理事業
- (3) ソフト対策
 - ・ 緊急避難路整備事業
 - ・ 防災文化醸成事業

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

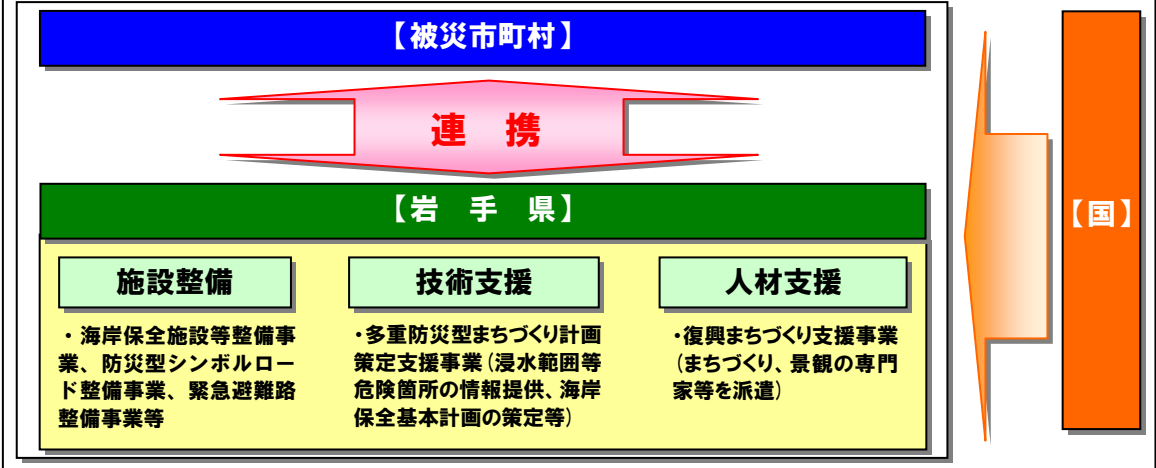
多重防災型まちづくり推進事業

津波対策の基本的な考え方

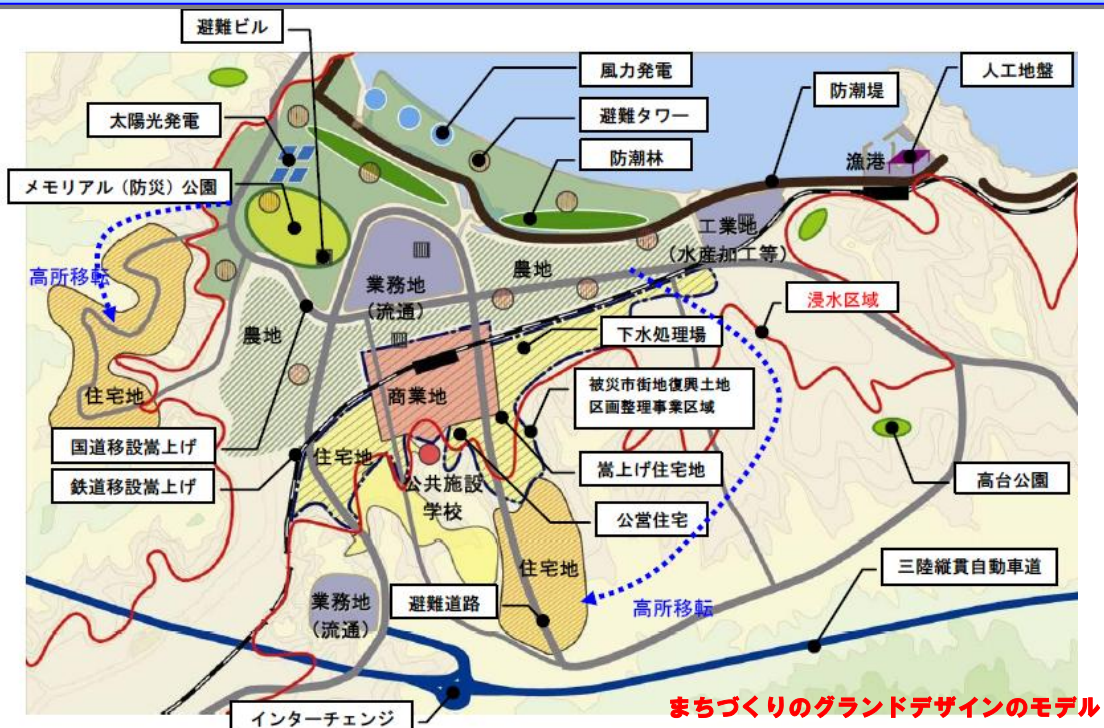


多重防災型まちづくり

具体的取組



「多重防災型まちづくり」の実現



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 3 警察官緊急増員事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた沿岸市町村において、良好な治安を確保するとともに復興過程における治安情勢の変化に対応するため、警戒・警ら及び初動捜査に係る体制を強化。また、復興活動等の進行に伴う交通量の増大等に的確に対応し、円滑な道路交通を確保。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

警察署や交番・駐在所の損壊又は流失、地域コミュニティの崩壊等による治安維持機能の極めて憂慮すべき状況に対応するとともに、信号機等交通安全施設の復旧が長期化する中で、復興対応車両等の増加に伴う渋滞や交通事故に対応するための警察官を緊急に増員することにより

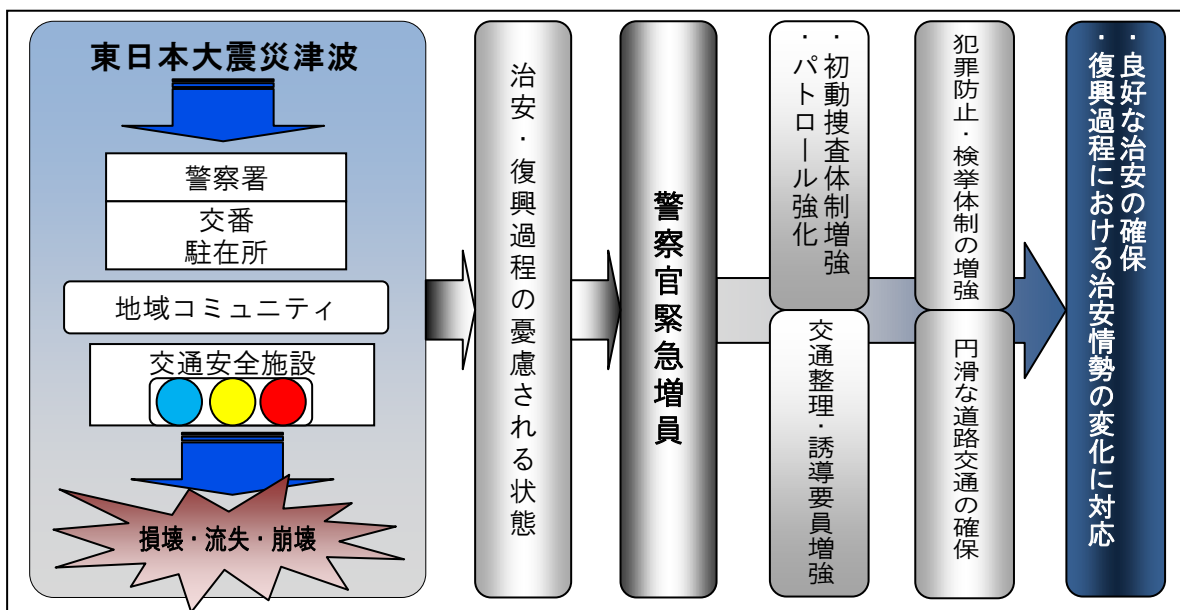
- (1) 被災地の安全・安心を確立するためのパトロール機能の強化
- (2) 被災地の交通の安全と円滑を確保するための体制の整備
- (3) 震災に乗じた犯罪の取締り強化のための体制の整備

を実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 良好な治安の確保イメージ



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 4 三陸鉄道災害復旧事業

➤ 事業目的

甚大な被害を受けた三陸鉄道は、地域住民の通勤・通学、通院の重要な交通手段となっているほか、観光等地域産業の振興のために重要な社会基盤であることから、国庫補助制度を活用し早急に復旧を実施。

➤ 事業主体

国、県、市町村（復旧整備工事の事業主体は三陸鉄道株）

➤ 事業概要

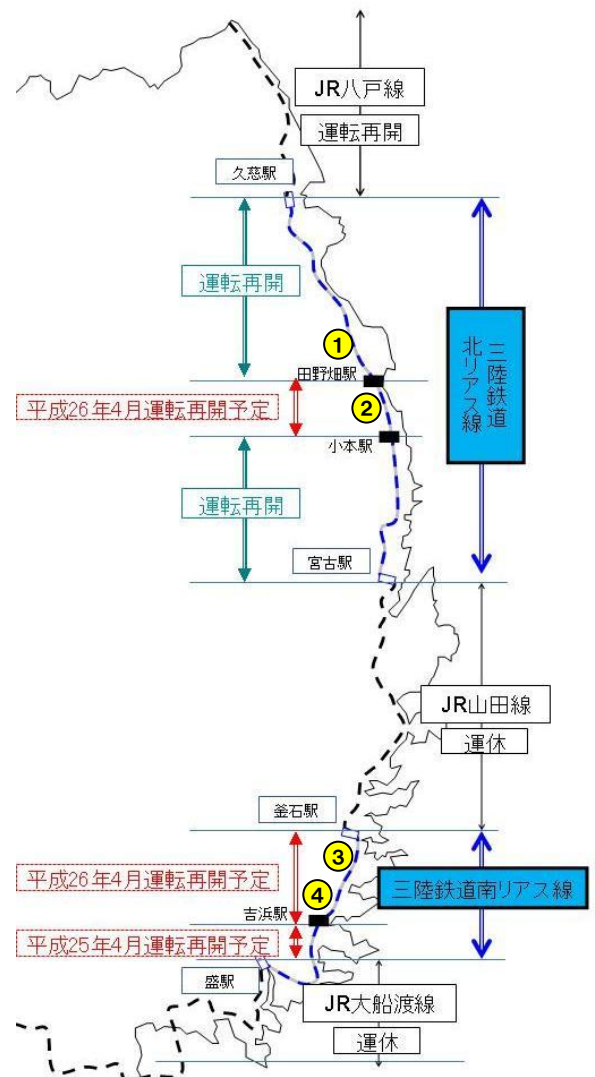
復旧工事等が必要な箇所等（被害状況）

線名	区間	延長km	被害箇所数				
			駅舎	線路	橋梁	その他	合計
北リアス線	宮古～久慈	71	1	38	15	16	70
南リアス線	盛～釜石	37	4	96	20	127	247
計		108	5	134	35	143	317

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 三陸鉄道の被災状況と復旧



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 5 湾口防波堤等整備事業

➤ 事業目的

甚大な被害を受けた各港湾所在市の復興のため、第一線堤としての防災施設である湾口防波堤等の復旧・整備を促進。

➤ 事業主体

国

➤ 事業概要

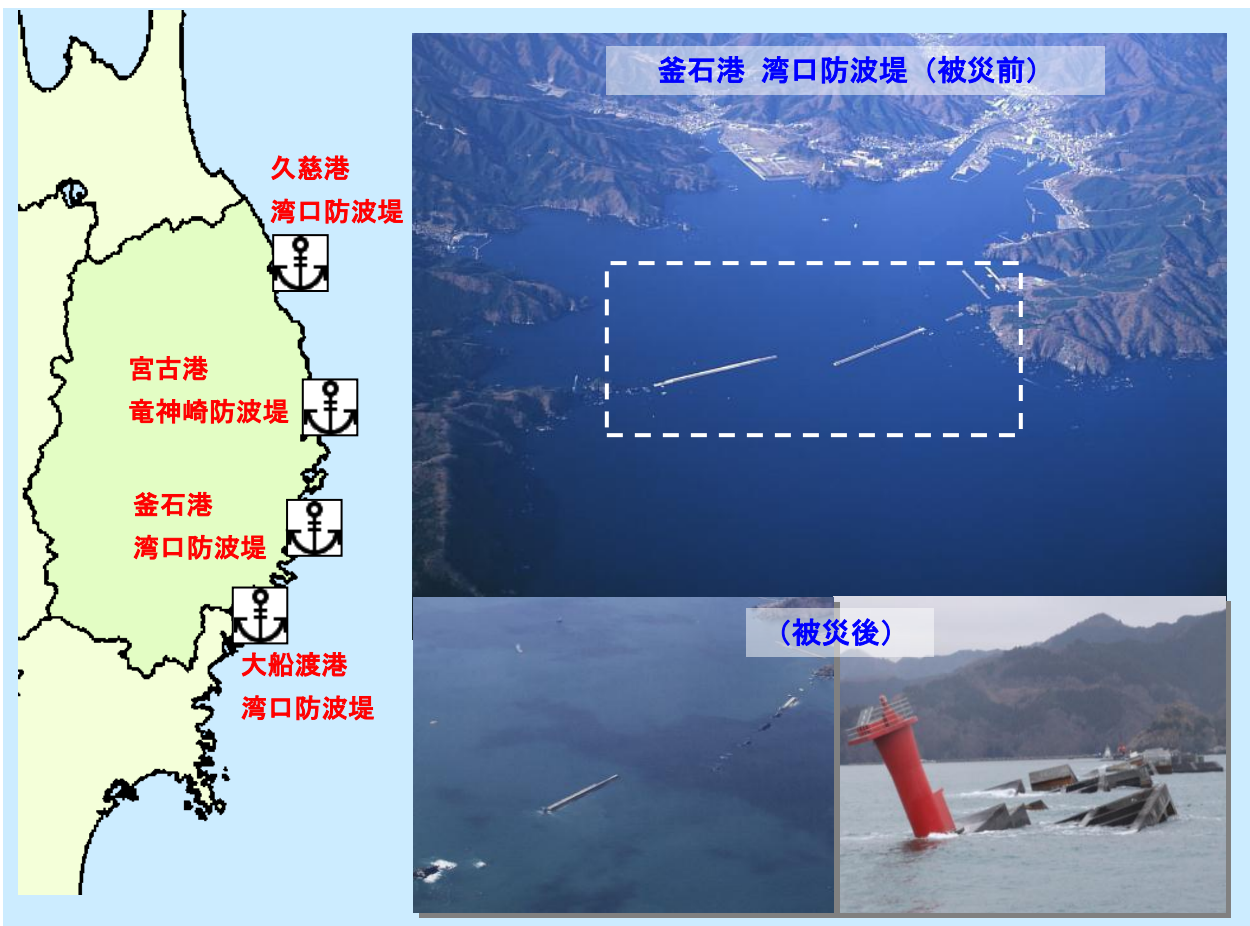
津波によって倒壊した釜石港、大船渡港湾口防波堤の早期復旧と現在整備中の久慈港湾口防波堤、宮古港竜神崎防波堤の整備を促進。

- (1) 湾口防波堤の復旧 2箇所（釜石港、大船渡港）
- (2) 湾口防波堤等の整備 2箇所（久慈港、宮古港）

➤ 実施期間

平成 22 年度 ～

➤ 湾口防波堤等の復旧・整備



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 6 広域防災拠点整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波における災害対応の検証を踏まえ、大規模災害に対応可能な防災体制を構築するため、災害予防対策、災害応急対策の拠点として機能する広域的な防災拠点を整備。

➤ 事業主体

国、県、市町村

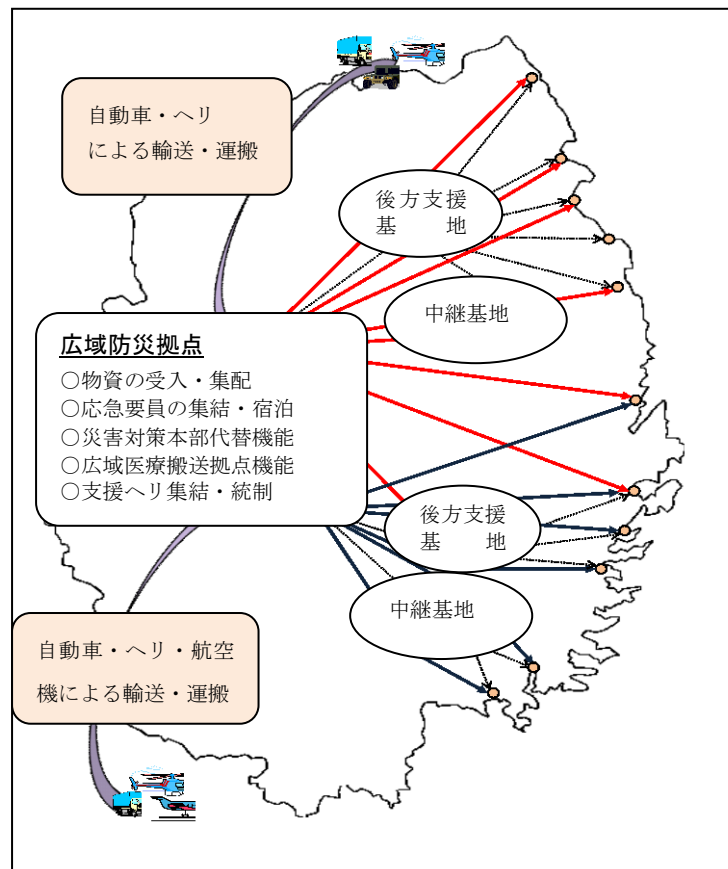
➤ 事業概要

災害時において、物資受入・集配、応急要員の集結・宿泊、被災者用物資・資機材の備蓄、広域医療搬送等の機能を有する広域的な防災拠点等を整備。

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～ 平成 26 年度 整備構想策定、整備基本計画・実施計画策定
平成 27 年度 ～ 平成 29 年度 整備

➤ 広域防災拠点整備イメージ



取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

No. 7 防災拠点等再生可能エネルギー導入事業

➤ 事業目的

本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを最大限に活用するとともに、それらのエネルギーにより、県や市町村の庁舎、民間を含めた医療施設、福祉施設、学校などにおいて一定のエネルギーを賄えるシステムの導入促進。

➤ 事業主体

県、市町村

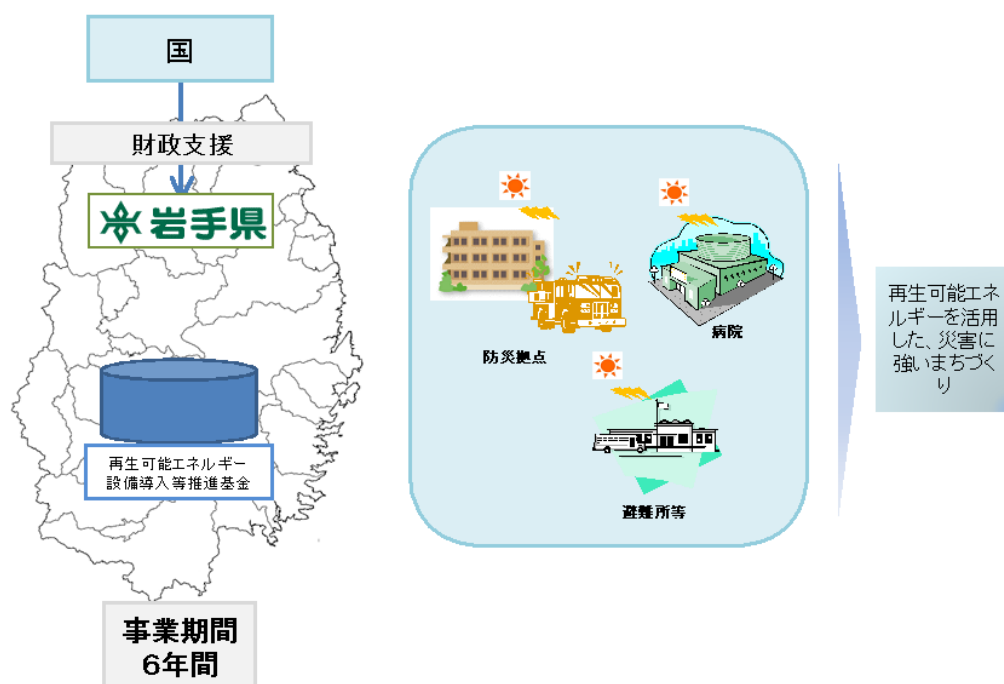
➤ 事業概要

再生可能エネルギー設備導入等推進基金を造成し、県や市町村の庁舎、民間を含めた医療施設、福祉施設、学校などへの太陽光発電・蓄電池、太陽熱・地中熱利用、バイオマス利用ボイラーなどの再生可能エネルギー利用設備の導入を推進。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 防災拠点や住宅・事業所等への再生可能エネルギーの導入イメージ



取組項目 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

No. 8 メモリアル公園等整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波の犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上等を「防災文化」として醸成し継承していくため、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等を整備。

➤ 事業主体

国、県、市町村

➤ 事業概要

犠牲者の追悼、鎮魂や、震災の経験、教訓の継承、地域の防災拠点としての機能を兼ね備えたメモリアル公園等の整備。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度



取組項目 災害に強い交通ネットワークの構築

No. 9 三陸復興道路整備事業

➤ 事業目的

三陸沿岸地域の復興と安全・安心を確保するため、災害時等における確実な緊急輸送や代替機能を確保するとともに、水産業等の復興を支援する災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築。

➤ 事業主体

国、県

➤ 事業概要

(1) 復興道路

三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の整備を促進

【縦貫軸(三陸沿岸地域の各都市間を連絡する高規格幹線道路等)】

①三陸縦貫自動車道 ②三陸北縦貫道路 ③八戸・久慈自動車道

【横断軸(内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする高規格幹線道路等)】

①東北横断自動車道釜石秋田線 ②宮古盛岡横断道路(国道106号)

(2) 復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路について、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進

【横断軸(内陸部から三陸沿岸地域の各都市等にアクセスする道路)】

①国道395号 ②国道281号 ③(主)戸呂町軽米線 ④(主)軽米九戸線 ⑤国道455号

⑥国道396号 ⑦国道283号 ⑧国道107号 ⑨国道397号 ⑩国道343号

⑪国道284号 ⑫国道342号

【縦貫軸(横断軸間を南北に連絡する道路)】

①国道340号 ②(主)久慈岩泉線

【インターチェンジへのアクセス道路】

(3) 復興関連道路

三陸沿岸地域の防災拠点(役場、消防等)や医療拠点(二次・三次救急医療施設)へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路について、交通隘路の解消や防災対策、橋梁耐震化等を推進

【防災拠点・医療拠点へのアクセス道路】

①(主)軽米種市線 ②(主)野田山形線 ③(一)田野畑岩泉線 ④(一)普代小屋瀬線

⑤(主)宮古岩泉線 ⑥[県代行]宮古市道北部環状線 ⑦(一)宮古山田線

⑧(主)大槌小国線 ⑨(主)釜石遠野線

【水産業の復興を支援する道路】

①(一)角ノ浜玉川線 ②(一)侍浜夏井線 ③(一)野田長内線 ④(主)岩泉平井賀普代線

⑤(一)崎山宮古線 ⑥(主)重茂半島線 ⑦(一)吉里吉里釜石線 ⑧(一)桜峠平田線

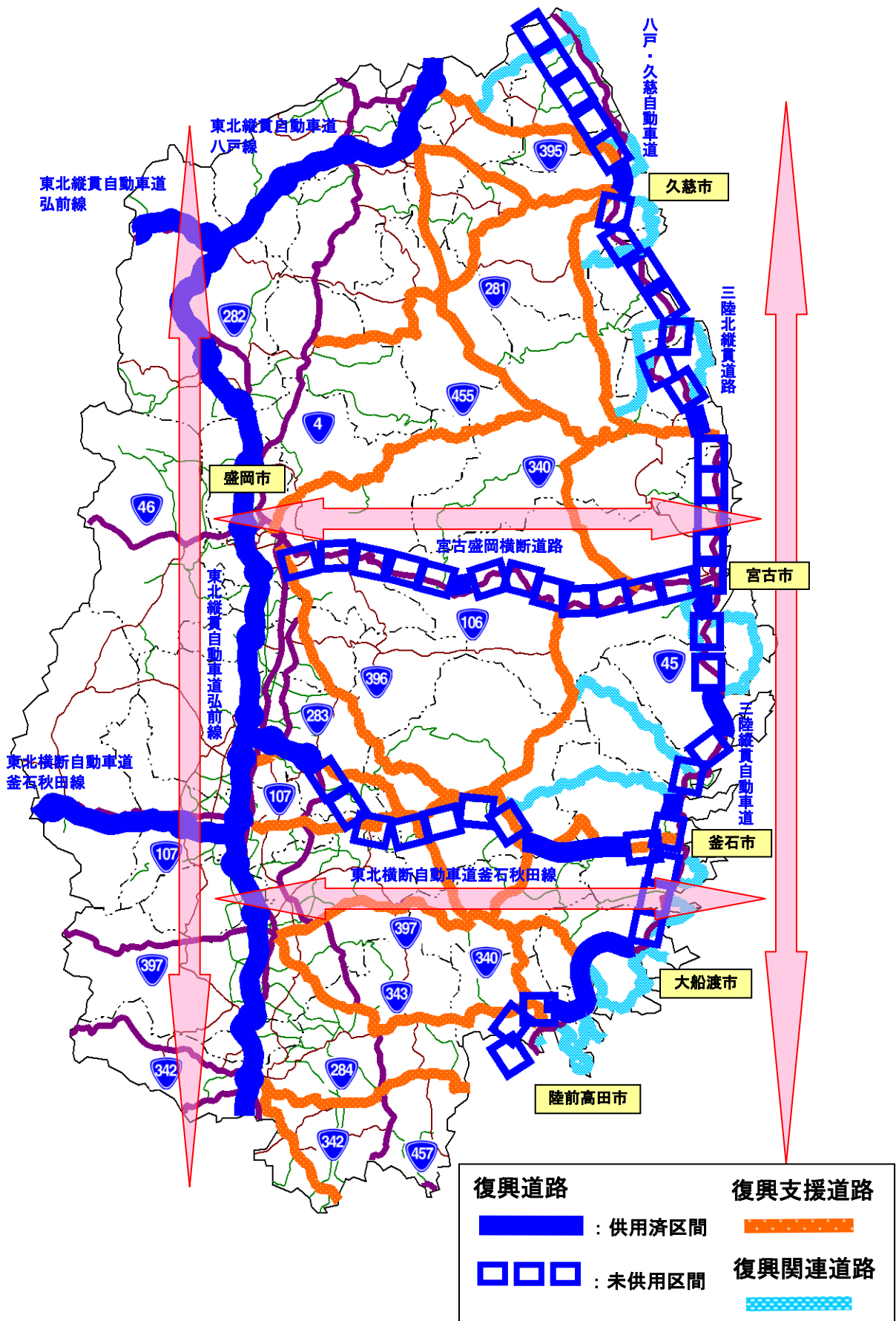
⑨(一)吉浜上荒川線 ⑩(一)崎浜港線 ⑪(主)大船渡綾里三陸線

⑫(主)大船渡広田陸前高田線 ⑬(一)碁石海岸線 ⑭(一)長部漁港線

➤ 実施期間

平成23年度 ～ 平成30年度

三陸復興道路整備事業ネットワーク図



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.10 被災者台帳システム整備及び運用支援事業

➤ 事業目的

市町村における被災者の需要に応じた多種多様な生活再建支援が、一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施できるよう、被災者情報を共有するための基盤システムを構築。

被災により行政機能が低下した市町村に代わり、県が主体となりシステム構築を行うとともに運用支援を実施。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

(1) 被災者台帳システムの構築・市町村への提供

県が主体となり、被災者の生活再建支援に必要な基礎データを加工・登録した基盤システムを構築し、各市町村に提供

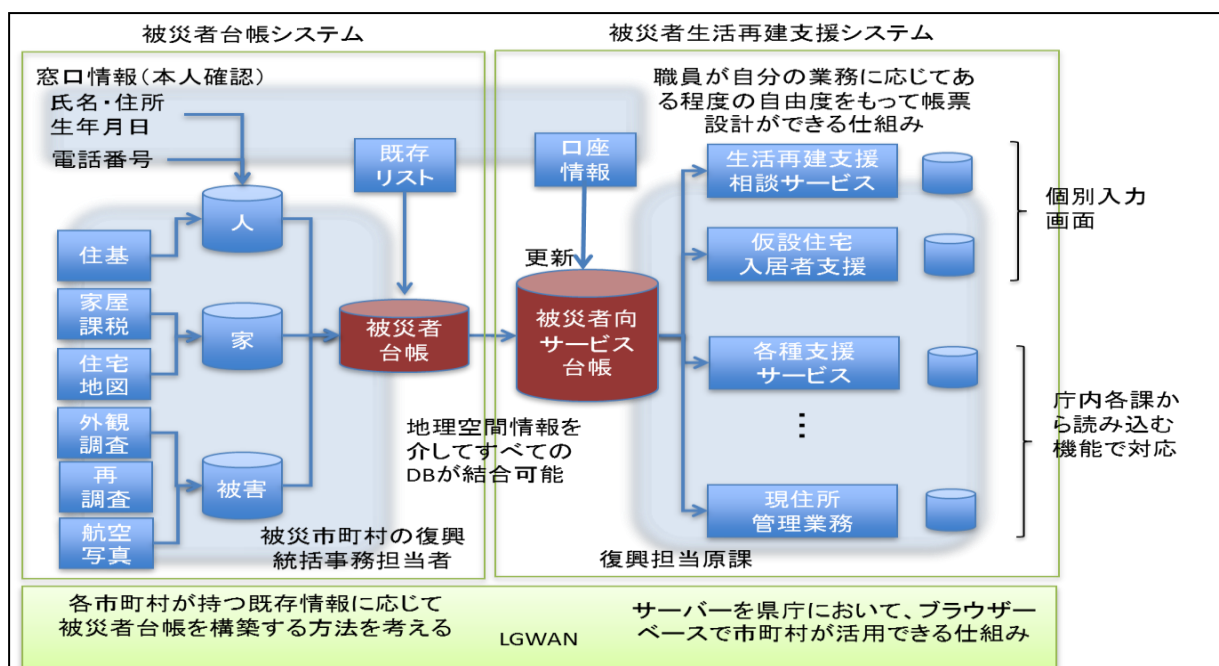
(2) 各種支援情報の蓄積・支援策の実施

市町村では、各部署が保有する被災者情報や各種支援の実施状況を登録のうえ共有化し、被災者の生活再建支援を進めるとともに、システムの統計情報を活用し県における各種施策に反映

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 岩手県被災者台帳システム概要



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.11 総合的被災者相談支援事業

➤ 事業目的

被災者の生活再建に向けて、今後ますます多様化することが予想される被災者からの相談・問い合わせに一元的かつ柔軟に対応するため、関係機関との緊密な連携のもと、県北・沿岸広域振興局（久慈、宮古、釜石及び大船渡）を中心拠点とする新たな総合的被災者相談支援体制を構築。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

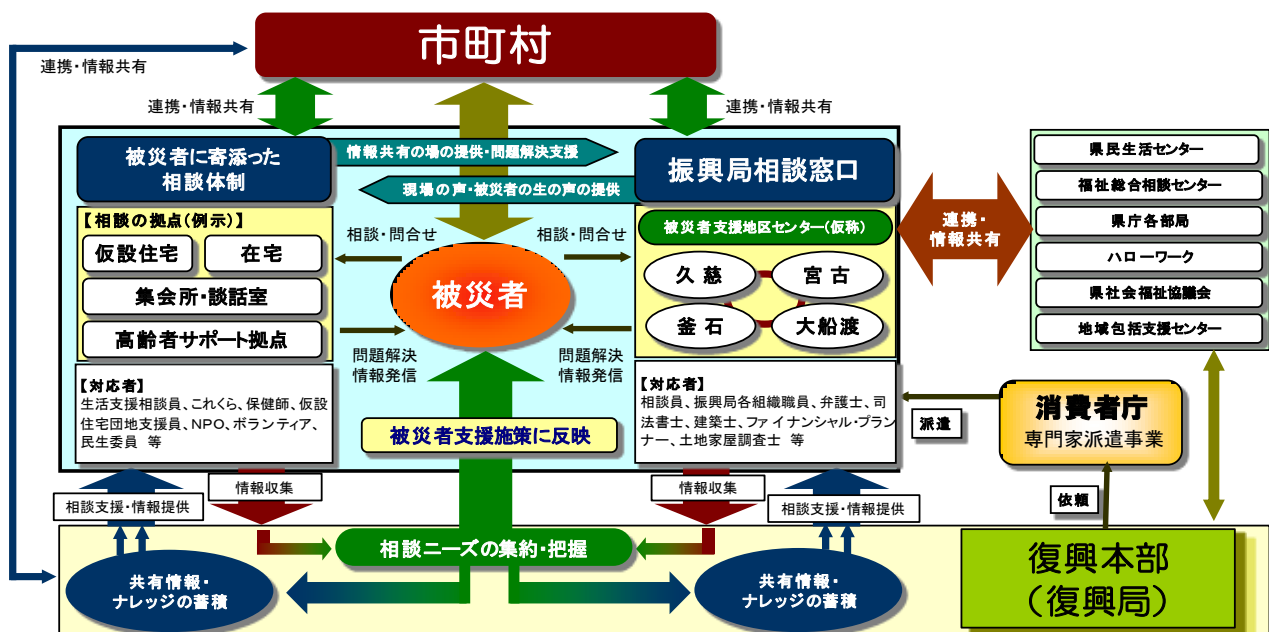
久慈、宮古、釜石及び大船渡の各地区に「被災者相談支援センター」を設置し、次の事業を展開。

- (1) 被災者に寄添った多様な相談主体との連携・情報共有を県がコーディネート
- (2) 振興局相談窓口の充実強化
- (3) 積極的・効果的な情報発信と支援施策の立案
- (4) 被災者一人ひとりの復興計画づくり支援

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 総合的被災者相談支援体制



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.12 被災者住宅再建支援事業

➤ 事業目的

震災により、住宅が全壊する等、県内で生活基盤に著しい被害を受けた被災世帯の多くが希望している住み慣れた地元での「持ち家」による住宅再建を促進し、早期の生活再建を支援。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

(1) 補助対象者

次の2つの要件をいずれも満たしている被災者（世帯主）

- ① 岩手県内において、平成23年東日本大震災津波により、その居住する住宅が全壊又は半壊解体して被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給していること。
- ② 県内に自宅を建設又は購入して加算支援金（建設・購入）を受給していること。

(2) 補助率

市町村が補助対象者に支給する補助額の2/3の金額

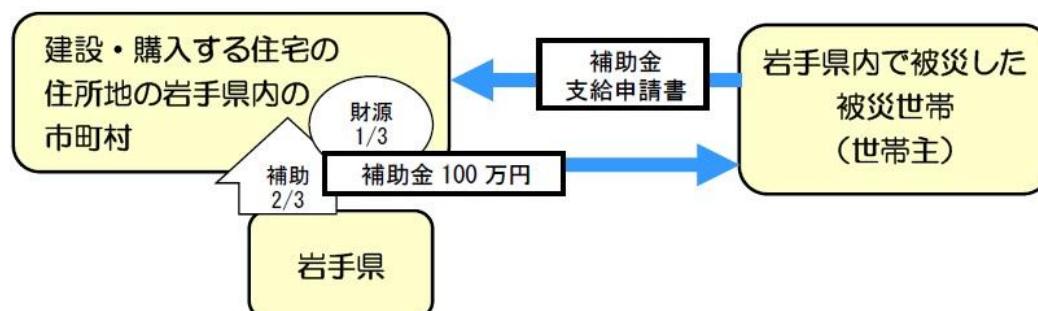
（複数世帯は限度額66.6万円、単数世帯は限度額50万円）

世帯区分	補助額	(内訳)	
		県分	市町村分
複数世帯	100万円	66.6万円	33.4万円
単数世帯	75万円	50万円	25万円

➤ 実施期間

平成24年度 ～ 平成28年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.13 災害復興公営住宅等整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給。

➤ 事業主体

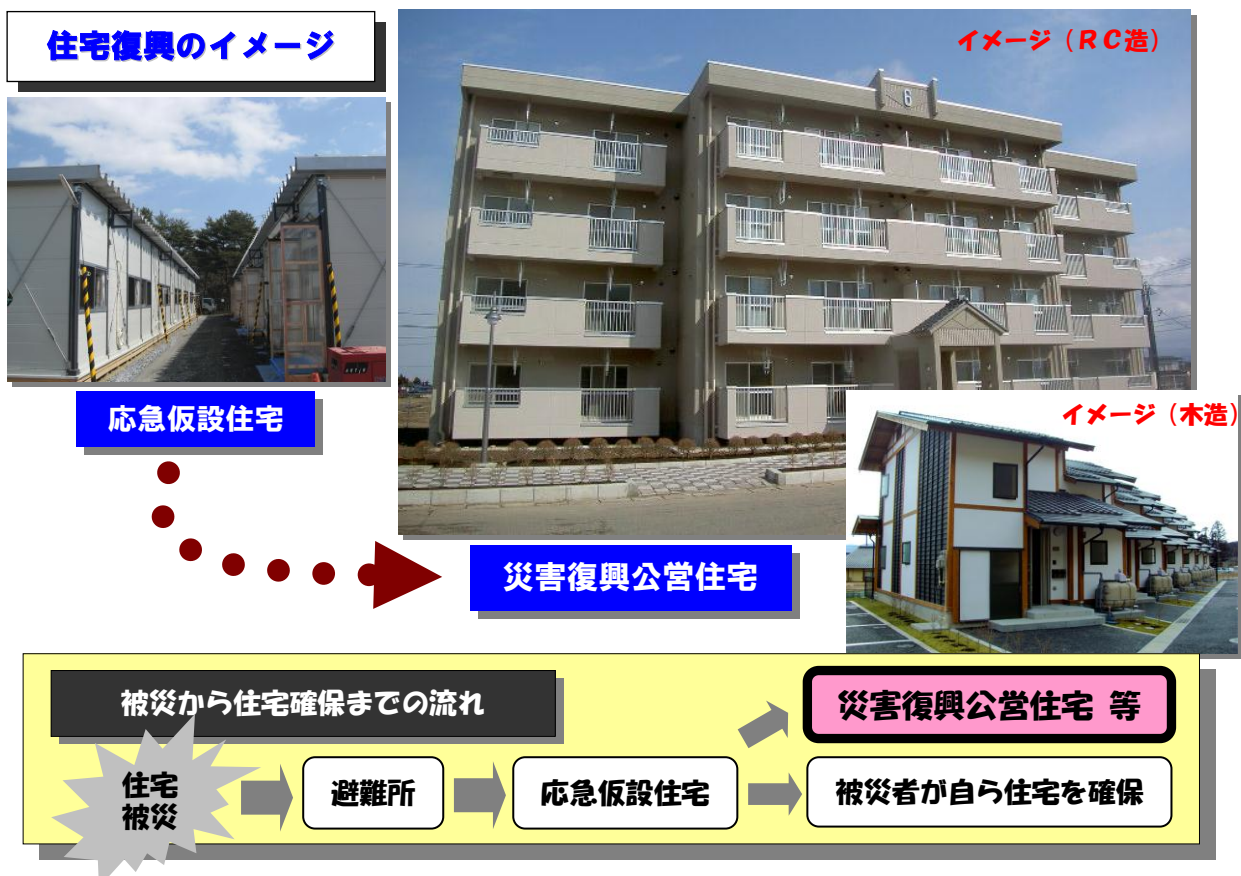
県、市町村、民間企業

➤ 事業概要

- (1) 被災者の生活再建と地域の復興に寄与する安全で良質な災害復興公営住宅の整備を実施
- (2) 民間事業者を活用した災害復興型地域優良賃貸住宅等の整備を促進
- (3) 公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備を促進

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度



取組項目 雇用維持・創出と就業支援

No.14 緊急雇用創出事業臨時特例基金

➤ 事業目的

被災地における雇用の維持・創出を行うため、当該基金を活用した緊急雇用創出事業を実施。

今般の震災に対応した雇用対策として、沿岸地域においては、生活再建に向けた各種相談や就業支援を行うとともに、緊急雇用創出事業や復興需要を活用した雇用の下支えを図りながら、水産業を軸として広範な産業支援策の実施による雇用の確保。

また、内陸部においては、基金を活用した雇用創出や、産業振興を通じた雇用の受け皿づくりを進め、もって、「雇用の創出と就業の支援」、「地域経済の復旧・復興」を推進。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

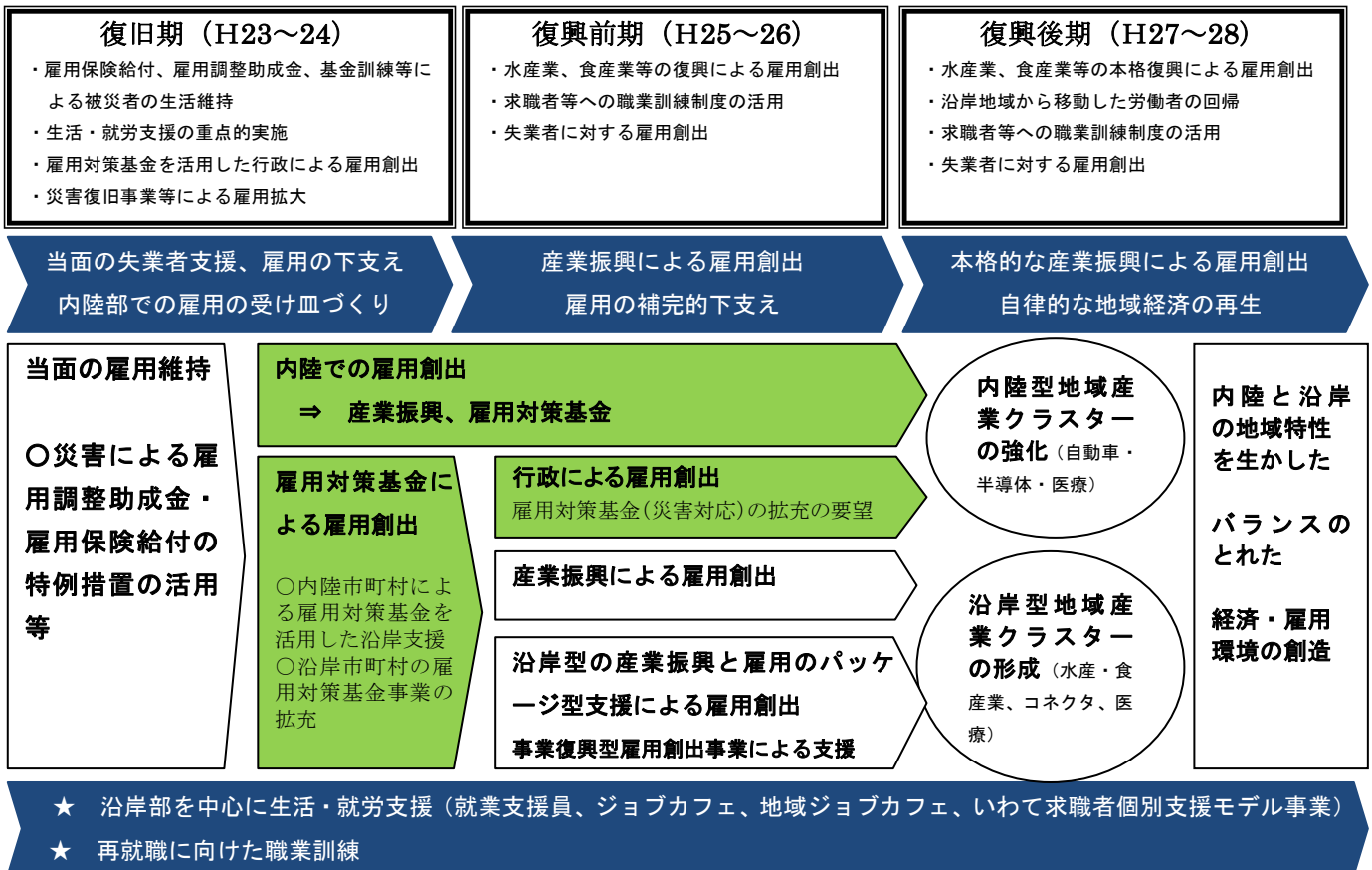
○雇用創出の取組

- ・復旧期⇒新雇用対策基金（災害対応）、各種助成金を活用した「つなぎ」としての失業者への支援と雇用維持
- ・復興期⇒産業振興による雇用創出の促進、補完的な雇用下支え

➤ 実施期間

平成22年度 ～ 平成27年度

➤ 雇用対策・創出に係る取組イメージ



取組項目 雇用維持・創出と就業支援

No.15 職業訓練施設災害復旧整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により被災した職業能力開発施設（県立校及び認定校）について、施設・設備の復旧を行い、職業訓練環境を整備。

➤ 事業主体

県、市、職業訓練法人

➤ 事業概要

- (1) 公共職業能力開発施設災害復旧事業（県立校）
 - 【平成 23 年度】 産業技術短期大学校（本校）
千厩高等技術専門校
- (2) 認定職業訓練施設災害復旧事業（認定校）
 - 【平成 23 年度】 釜石高等職業訓練校（釜石市）
気仙高等職業訓練校（大船渡市）
一関高等職業訓練校（一関市）
 - 【平成 24 年度～平成 26 年度】 陸前高田高等職業訓練校（陸前高田市）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 職業訓練施設の復旧イメージ

被災訓練施設



修繕

施設復旧・訓練再開



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.16 被災地医療施設復興支援事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた沿岸地域の医療機関の移転整備を支援。

➤ 実施主体

県、民間医療機関

➤ 事業概要

(1) 民間医療機関の移転整備に対する補助

ア 対象施設：東日本大震災津波により全壊・大規模半壊の被害を受けた医療機関

イ 補助対象経費：施設移転及び移転に付随する医療機器の再取得等の再建に要する経費

ウ 補助率：3/4

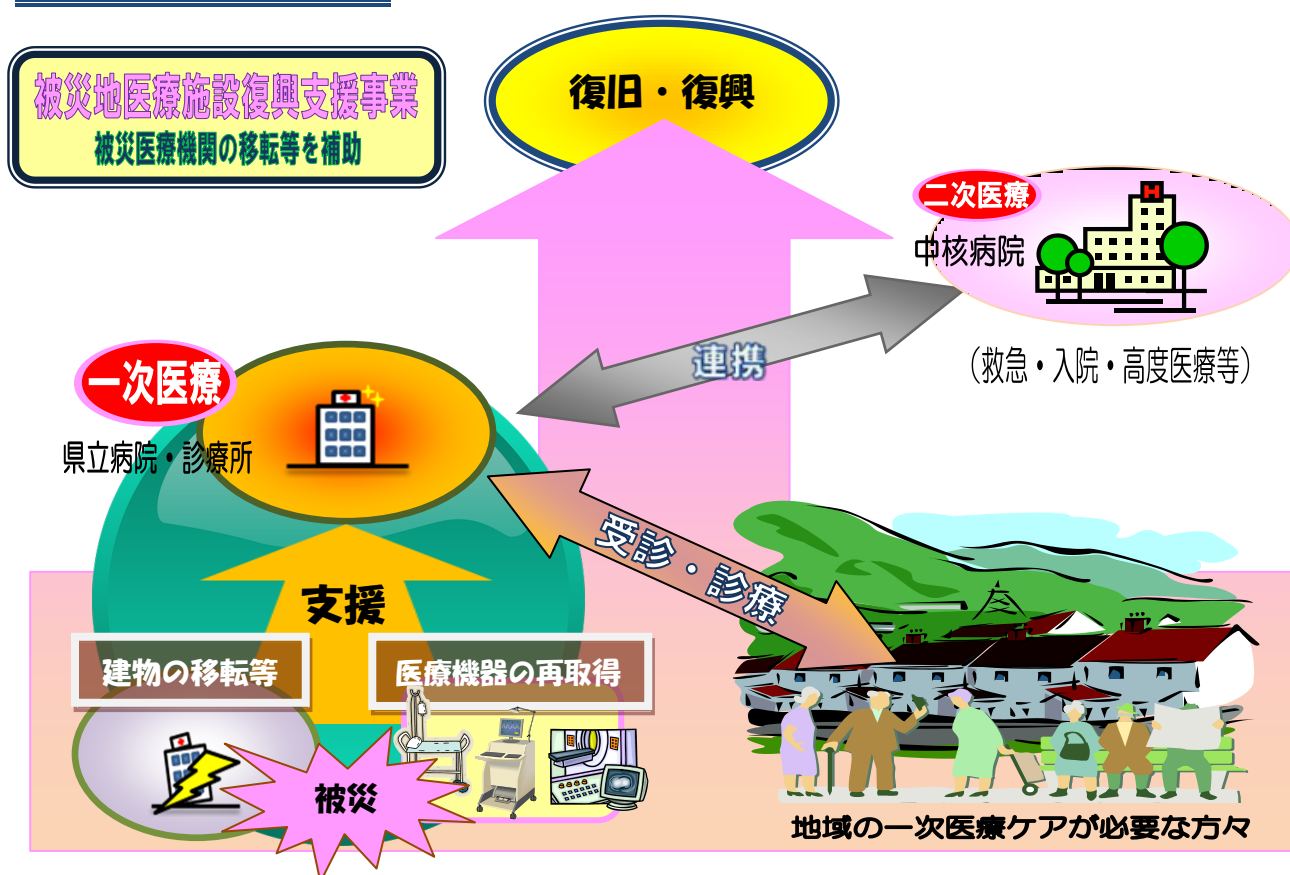
(2) 県立病院の移転整備に対する補助

被災した沿岸部の県立病院の整備への支援

➤ 実施期間

平成23年度～平成27年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備
健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.17 被災地健康維持増進事業

➤ 事業目的

被災者の健康の維持増進を図るため、被災地域の健康課題の分析評価及び対策に関する検討結果に基づき、保健活動等の支援や住民の自主的な健康づくり活動を支援。

➤ 事業主体

県

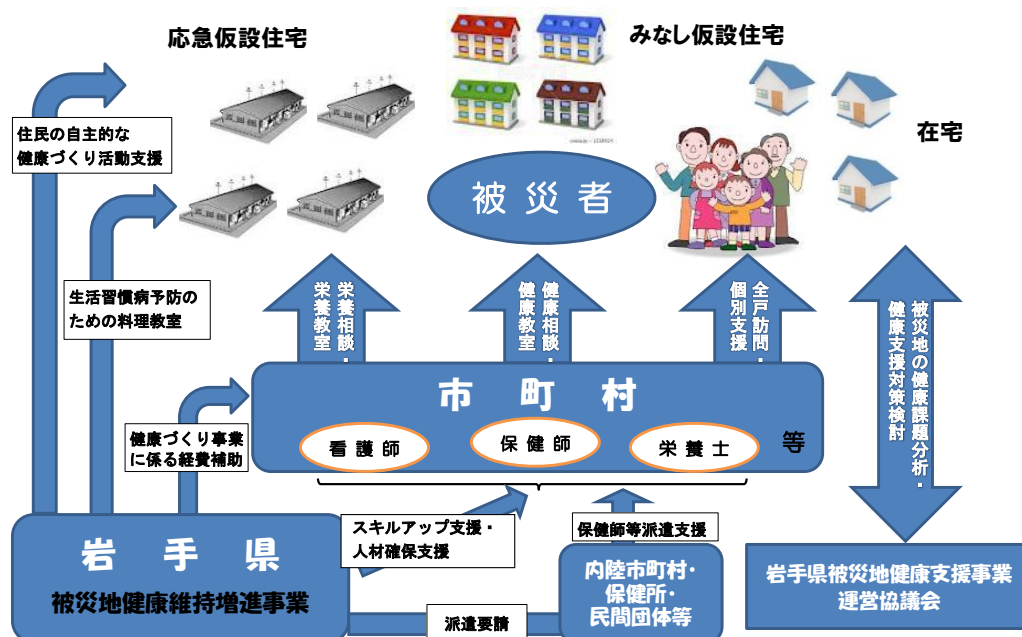
➤ 事業概要

- (1) 岩手県被災地健康支援事業運営協議会事業：被災地の健康課題分析、健康支援対策検討
- (2) 被災地保健活動等支援事業：内陸部等からの保健師、栄養士等の派遣による保健活動、食生活・栄養支援活動等の支援
- (3) 被災地健康支援人材確保・育成支援事業：被災者への健康支援活動に従事する保健師や栄養士等のスキルアップ支援及び市町村が保健師等を臨時的に雇用する経費の補助
- (4) 住民の自主的な健康づくり活動支援事業：健康に関する学習会や健康調理教室等の開催
- (5) 被災者食生活バックアップ事業：生活習慣病予防のための減塩バランス料理教室等の開催
- (6) 被災者健康づくりサポート事業：市町村が行う応急仮設住宅入居者等を対象とした健康づくり事業に要する経費の補助

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 事業推進体系図



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.18 ドクターヘリ運航事業

➤ 事業目的

本県における救急医療体制の一層の高度化を図るため、平成 24 年度からドクターヘリの運航を実施。

➤ 事業主体

民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部）

➤ 事業概要

平成 23 年度の基地ヘリポート整備、運航要領の策定等の準備作業を踏まえ、平成 24 年度にドクターヘリの運航を開始。

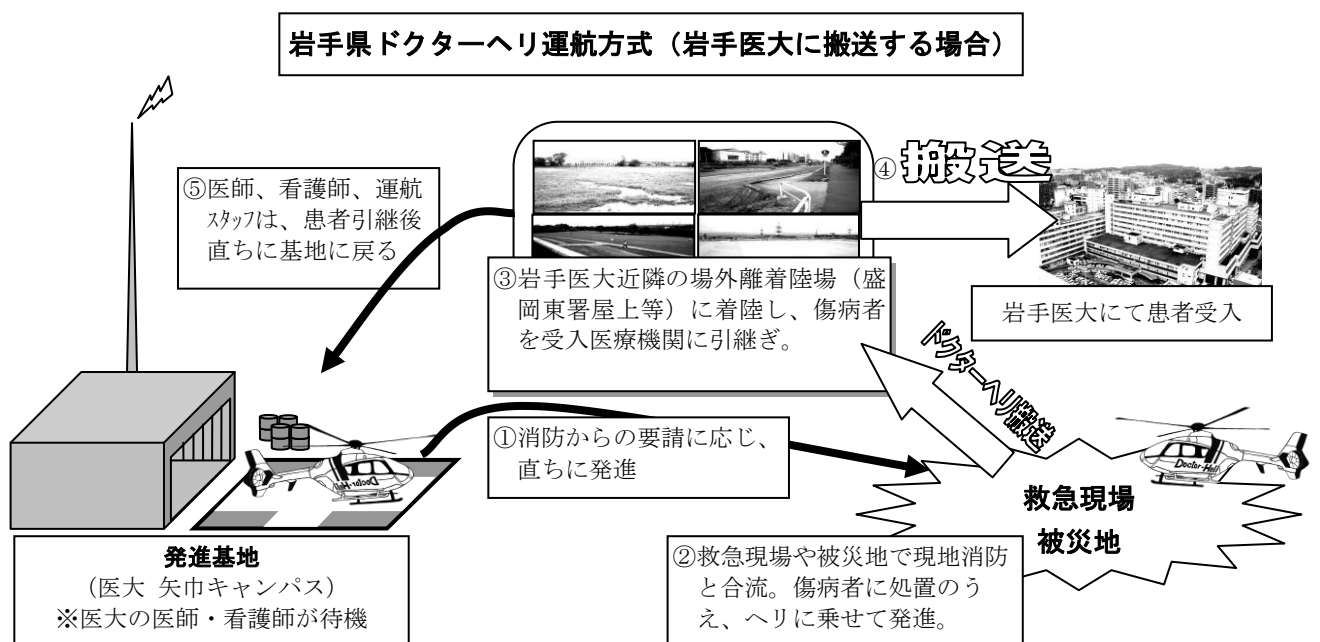
【基地病院】岩手医科大学附属病院

【基地ヘリポート整備地】岩手医科大学矢巾キャンパス

【運航方式】「発進基地方式」（現岩手医大附属病院の敷地内及び近隣地域は市街地であり、ヘリポート整備が困難であるため、郊外に基地ヘリポートや関連施設（「発進基地」）を整備し、併せて、岩手医大附属病院の近隣にヘリが着陸し、救急車に患者の引継ぎを行う地点を複数確保して運航。）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～



取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.19 児童養育支援ネットワーク事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により保護者を失うなどした要保護児童の状況を継続して把握し、安定した家庭的な環境の下で養育されるよう支援するとともに、被災した児童の心のケア等を行い、健やかな成長を促進。

また、被災孤児の養育者やひとり親家庭となった保護者に対して、各種支援制度やサービスの情報提供を実施。

➤ 事業主体

県

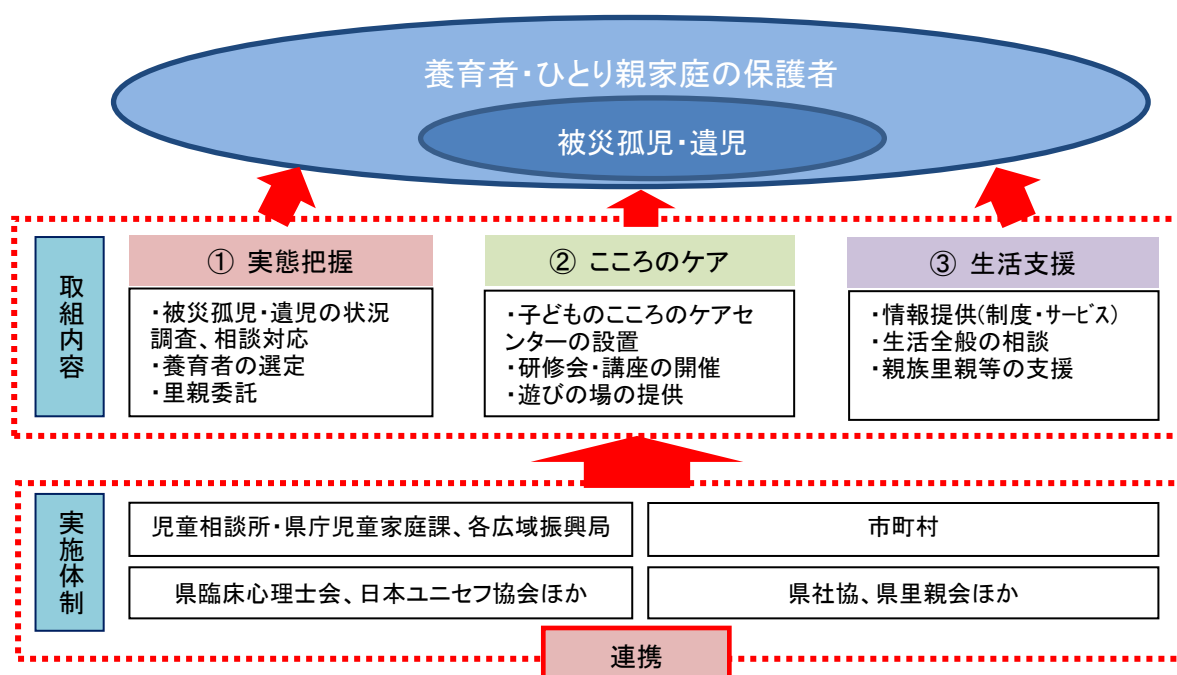
➤ 事業概要

- (1) 要保護児童（被災孤児・遺児）の状況把握及び相談、情報提供
- (2) 被災児童のこころのケアを図るため、身近にいる支援者（保護者、保育所職員等）に対する研修会を実施
- (3) 被災孤児の養育者やひとり親家庭となった保護者に対して、各種支援制度やサービスの情報提供を実施。また、生活全般にわたる相談対応や震災を契機とする新たな里親の支援を実施

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 被災児童の総合的な支援イメージ



取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.20 こころのケアセンター等設置運営事業

➤ 事業目的

今回の未曾有の災害にあって、辛い経験をされたことにより精神的負担を抱えている被災住民に対し、精神的負担を解決するため、被災直後から長期にわたる専門的なケアを実施。

➤ 事業主体

県

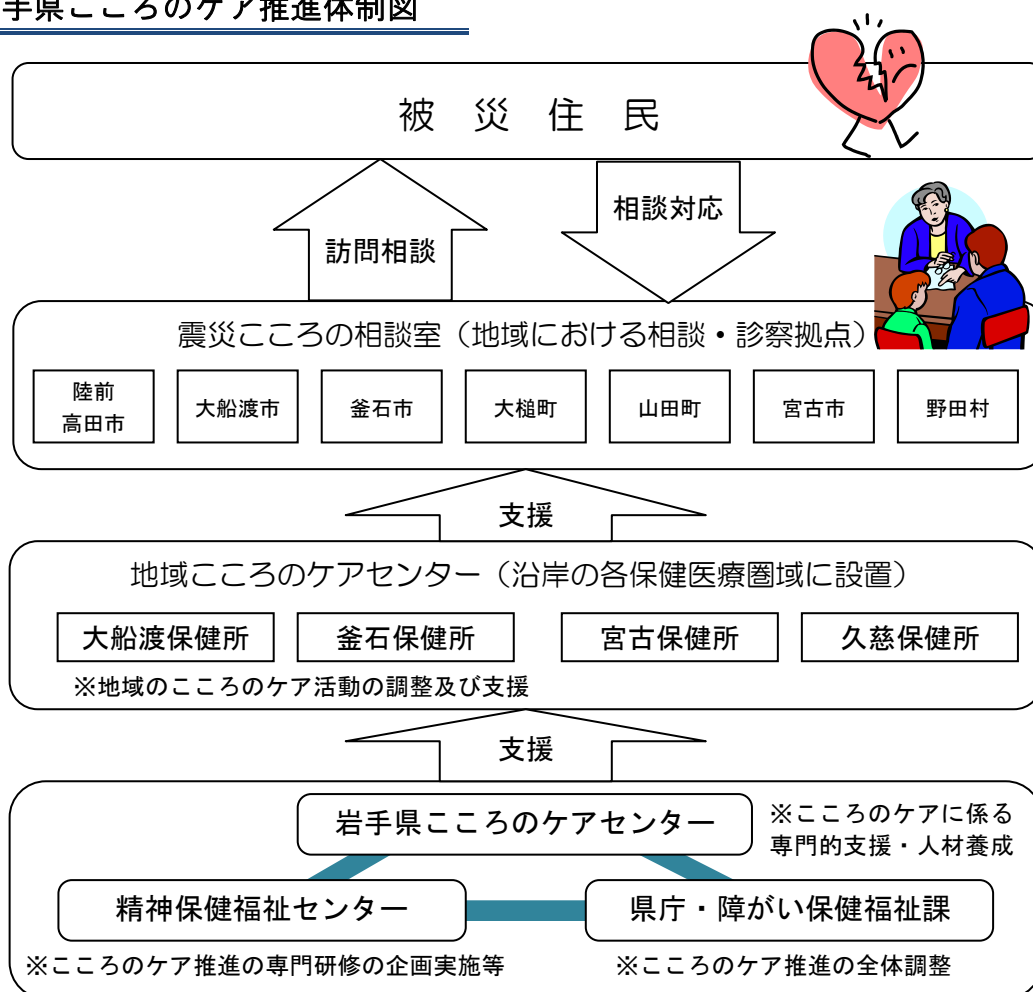
➤ 事業概要

継続して中長期的にこころのケア対策を推進するため、全県の中核となる「岩手県こころのケアセンター」を設置するとともに、沿岸4地域には地域におけるこころのケア対策を推進する「地域こころのケアセンター」を設置。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 岩手県こころのケア推進体制図



取組項目 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

No.21 いわて子どもんこころのサポート事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのため、臨床心理士等で構成する「いわて子どもんこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的に支援。

➤ 事業主体

県、市町村

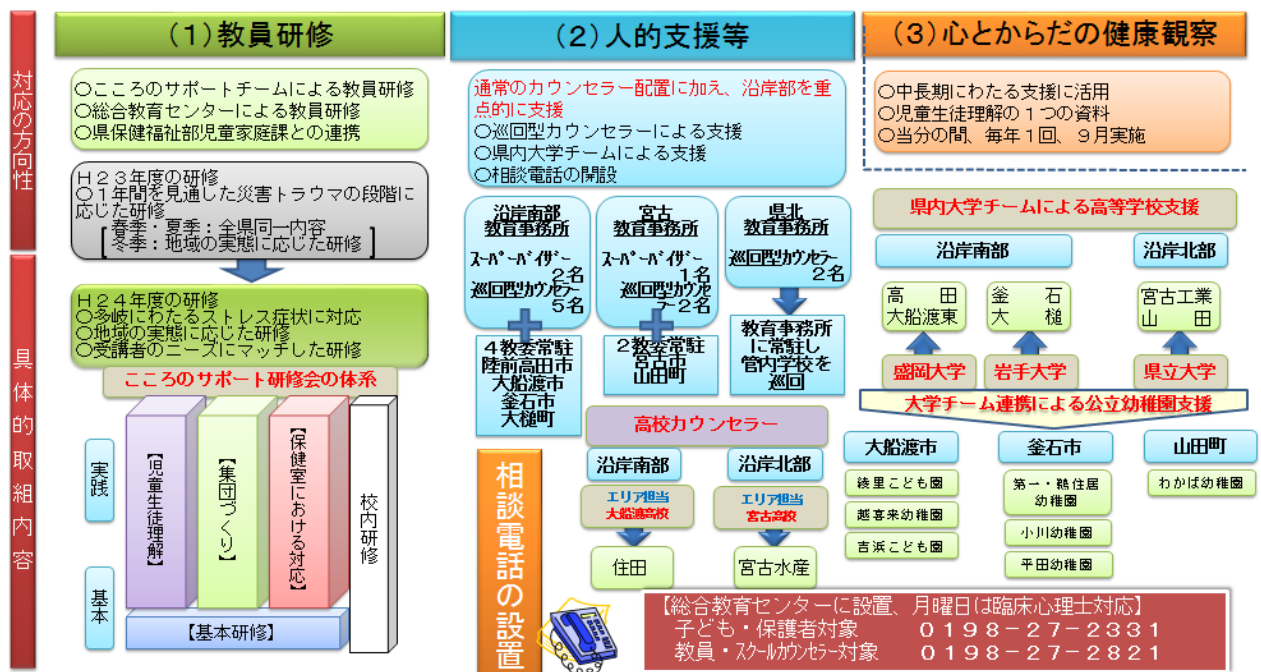
➤ 事業概要

- (1) 【教員研修】 地域の実態やニーズに対応した教員研修の実施
- (2) 【人的支援等】 臨床心理士等によるきめ細かな心のサポートの継続
- (3) 【心とからだの健康観察】 児童生徒一人ひとりの経年変化がわかる資料の提供

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

No.22 いわたの復興教育推進事業

➤ 事業目的

今回の被災体験を踏まえ、各学校それぞれの状況に応じて、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての小・中学校が心を一つにして震災を見つめ、本県の復興を担う「ひとつづくり」を進めていくため、計画的、実践的な教育プログラムを作成・普及し、「いわたの復興教育」を推進。

➤ 事業主体

県、市町村

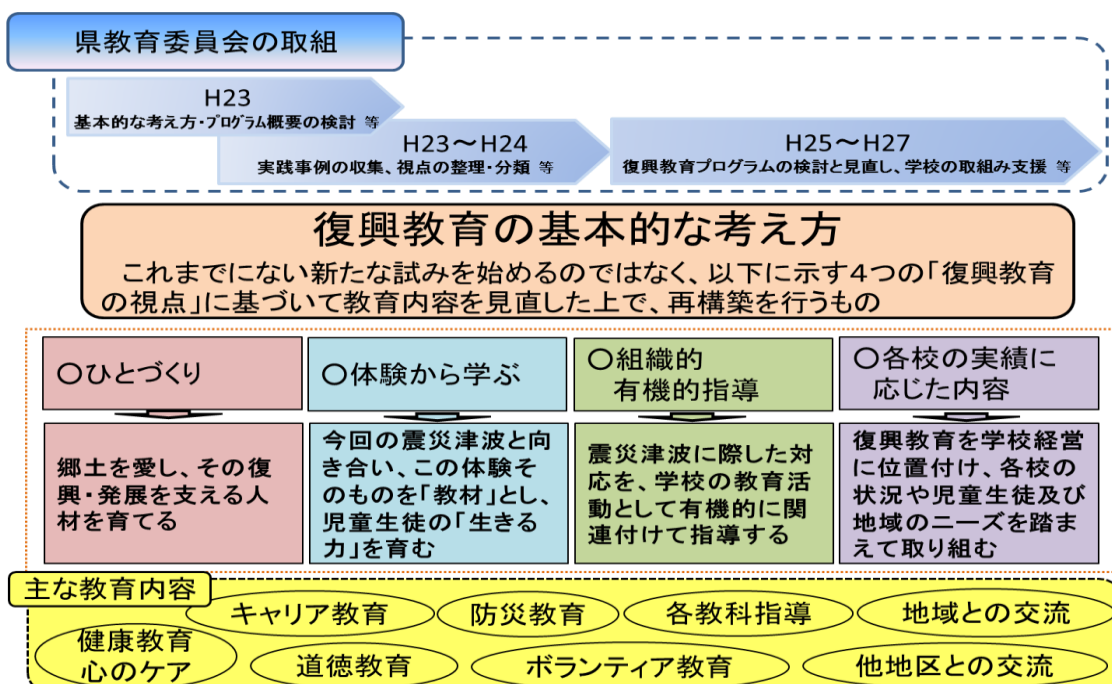
➤ 事業概要

「いわたの復興教育」を推進するため、一つの共通した考えのもと、防災教育、健康教育をはじめ、ボランティア教育やキャリア教育、道徳教育などの側面等、多様な切り口で、将来の岩手を担う人材の育成に資する教育プログラムを作成。

また、復興教育の基本的な考え方に基づいた教育を全县共通理解のもとに進めていくため、実践事例等を収集し、事例の紹介や交流を通して教育内容の充実が図られるよう、各学校の取組を支援。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度



取組項目 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

No.23 文化財レスキュー事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により被災し、海水や泥にまみれた古文書や土器等の文化財を次代へ遺すために、県立博物館が中心となって緊急的にレスキューするとともに、今後、洗浄やカビ・腐敗防止を施しながら保存・復元処理を推進。

なお、保存・復元処理に当たっては、県立博物館及び埋蔵文化財センターの専門職員を中心に行うが、処理する文化財の数量が多量であるため、緊急雇用事業を活用して人材を確保し、処理等を推進。

➤ 事業主体

県、岩手県文化振興事業団

➤ 事業概要

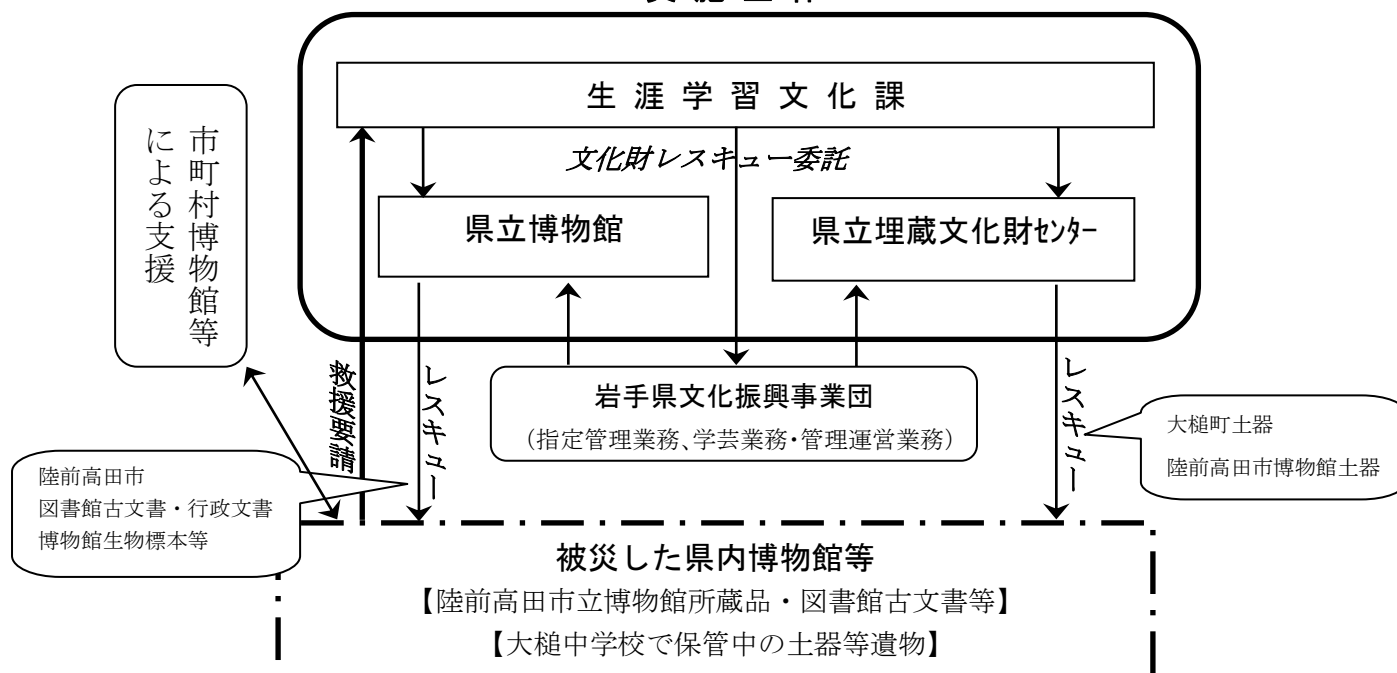
- (1) 【県立博物館】
古文書・生物標本等の洗浄・復元・保存処理
- (2) 【埋蔵文化財センター】
土器等遺物の洗浄・復元処理

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 24 年度（埋蔵文化財センター事業は平成 23 年度で終了）

➤ 事業推進イメージ

実施主体



取組項目 スポーツ・レクリエーション環境の整備

No.24 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業

➤ 事業目的

海洋性野外活動のセンター機能をはじめ、被災した子どもたちの心のサポート機能、防災拠点機能等を併せ備えた施設を整備。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

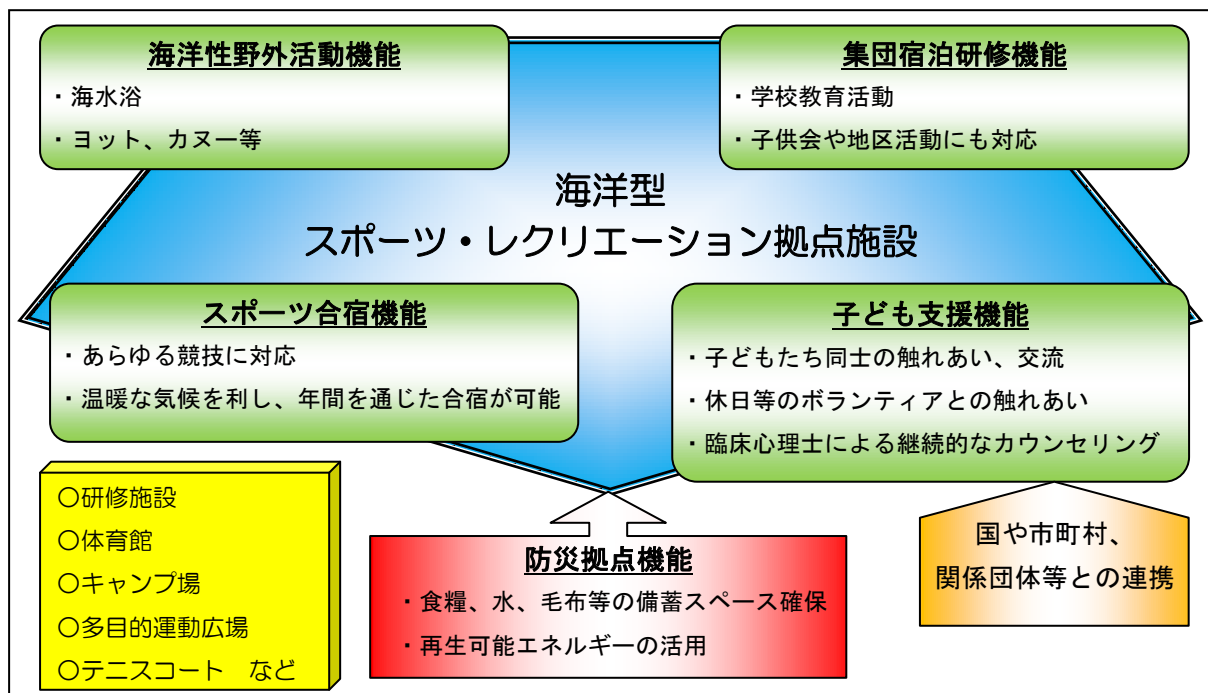
東日本大震災津波により甚大な被害を受けた県立高田松原野外活動センターに代わる施設として、次の機能を備えた拠点施設を整備。

- (1) 海洋性野外活動機能
- (2) 集団宿泊研修機能
- (3) スポーツ合宿機能
- (4) 子ども支援機能
- (5) 防災拠点機能

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

25 新しい公共による地域コミュニティ支援事業

➤ 事業目的

被災者の「暮らし」の再建や被災地の復興に向けた様々な課題に対応するためには、地域コミュニティの力を最大限発揮できるようにすることが必要である。

一方で、発災直後から国内外から多くのボランティアが被災地に赴き、被災市町村、被災住民と連携した復旧、復興活動を行っており、NPO、企業、市町村等、多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割が非常に大きくなっている。

このようなことから、応急仮設住宅などの避難先において住民相互のコミュニケーションを活性化させる取組や従前の地域コミュニティを維持するための取組、さらには「新しい公共」による地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を強力に支援。

➤ 事業主体

県、市町村、NPO・企業等

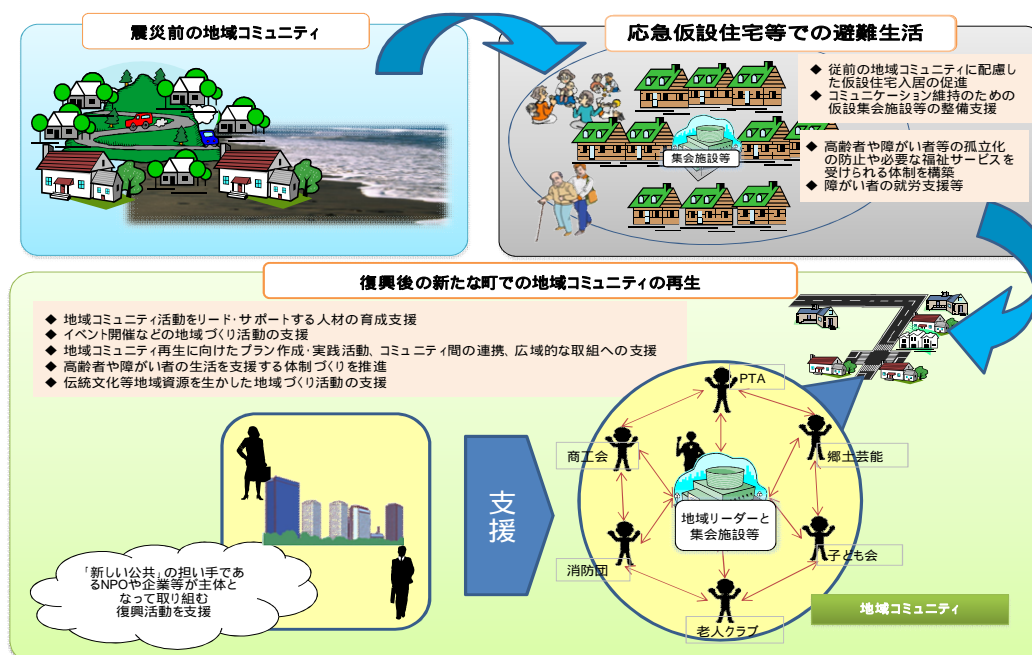
➤ 事業概要

- (1) 被災地のコミュニティ復興に向けた集落や自治会の地域づくり活動、コミュニティ維持のための集会施設の修繕や再整備に対して補助金を交付
- (2) NPO、企業など「新しい公共」の担い手が、行政などと協働・連携して地域課題の解決にあたり民間非営利組織が実施するモデル事業のうち、震災から復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに、NPO等の活動基盤の整備を行うための事業を実施

➤ 実施期間

平成 22 年度 ~

➤ 地域コミュニティの再生・活性化策



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

No.26 生活福祉資金貸付推進事業

➤ 事業目的

応急仮設住宅等で生活する被災者の「いのち」と「生活」を共に支え、被災者一人ひとりの異なる個別のニーズに対応し、様々な相談に総合的に応じ、被災者が安心して生活できるよう生活支援相談員を配置し、被災者の生活再建と地域の復興を推進。

➤ 事業主体

社会福祉協議会

➤ 事業概要

- (1) 被災者の生活再建を支援するため、応急仮設住宅等を巡回し、被災世帯の見守りや相談支援に応じる「生活支援相談員」を配置
- (2) 配置に当たっては、仮設住宅戸数や徒歩圏域等の距離などを勘案し、配置人数を設定
- (3) 集会所や談話室等を活用したコミュニティの創生及び再生の支援
- (4) 被災者の様々な相談に応じて、必要な福祉サービス等の利用援助を行うほか、高齢者等の安否見守り、自治会活動の支援、民生委員や地域福祉活動コーディネーター及び他の専門機関等と連携・協働した被災者の生活再建と地域の復興を推進
- (5) 地域の実情に応じて、関係者と情報共有等を行う運営協議会等を設置

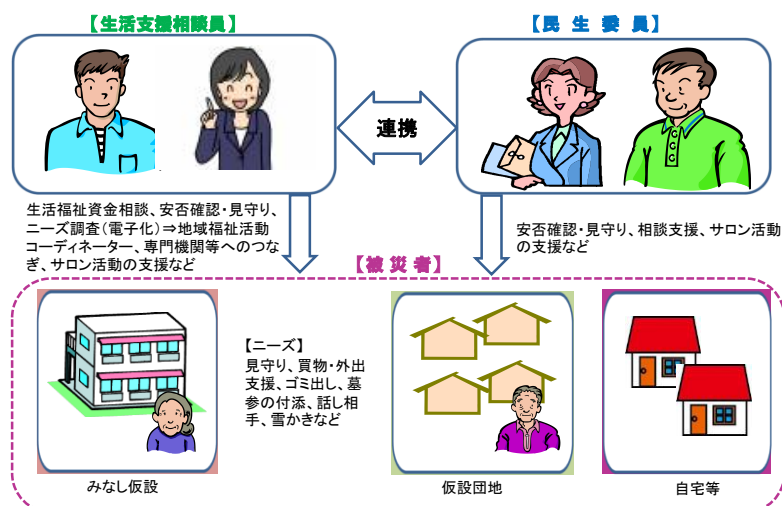
➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 生活支援相談員配置のイメージ

生活支援相談員

◆生活支援相談員は、応急仮設住宅等を巡回し、地域住民の生活ニーズの掘り起こしを行い、生活支援相談等に応じることにより、被災地の復興の一翼を担うため、社会福祉協議会に配置。



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

No.27 いわて公募型復興企画推進事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波からの復旧復興については、行政の役割に期待されているところが多いものの、それだけでは不十分であることから、いわて未来づくり機構における「いわて三陸 復興のかけ橋」プロジェクトとして、国内外から復興のアイデアや資金等を募り被災地で実現することにより、内外に開かれた復興を図る取組を実施。

➤ 事業主体

県、岩手県立大学（いわて未来づくり機構）

➤ 事業概要

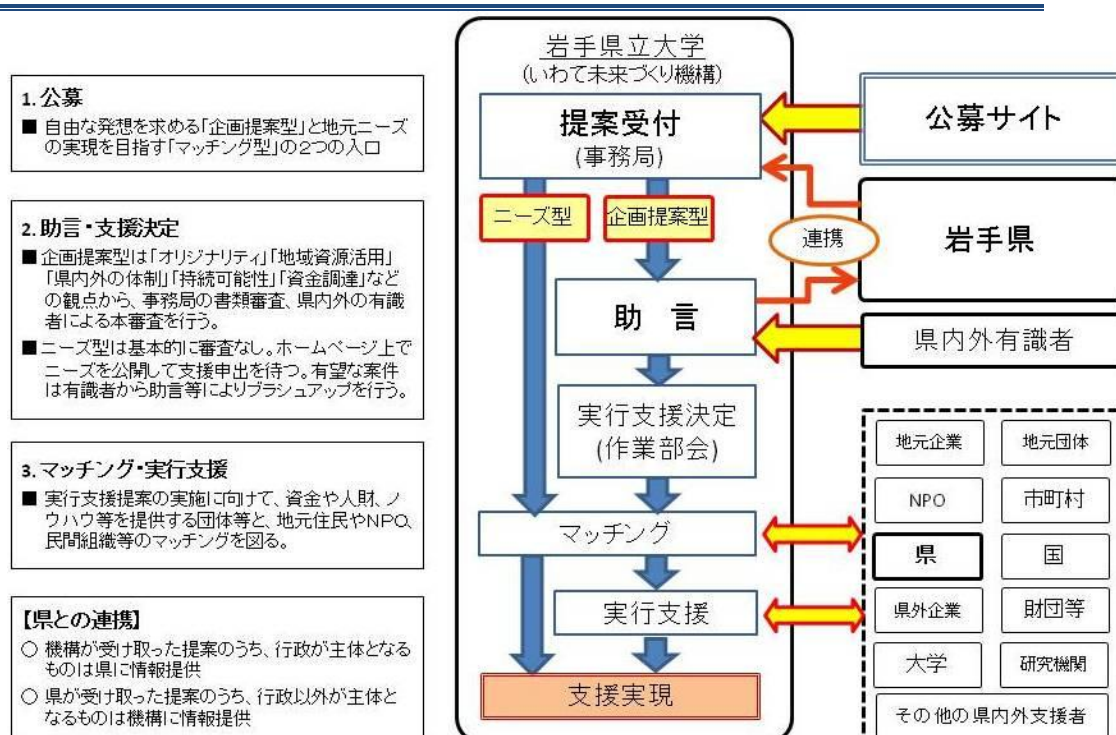
公募サイトにより復興企画の募集及び被災地のニーズ把握を行い、次の2つの手法によりマッチング支援等を実施。

- (1) 国内外から広く復興のアイデアを求め、ブラッシュアップし実行支援を行う「企画提案型」
- (2) 復興に向けた取組の地元ニーズをとらえ、支援者とマッチングする「ニーズ型」

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 24 年度

➤ 「いわて三陸 復興のかけ橋」プロジェクトのスキーム・イメージ



取組項目 行政機能の回復

No.28 被災市町村行政機能支援事業

➤ 事業目的

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

- (1) 本県職員の派遣による人的支援のほか、県市長会、県町村会、総務省等関係機関の協力を得ながら、県内外の市町村及び他県からの職員派遣に係る調整を実施
- (2) 住民基本台帳等の基礎的資料の整備や、住民サービスを行う公的機関の早期復旧に向けた支援を実施
- (3) 本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村等の行政機能の応急の復旧のために必要な仮庁舎の建設や、住民基本台帳システム等被災者の支援に関する情報システムの復旧等のための補助を実施
- (4) 被災市町村が復興計画の策定や復興事業の実施を行う際に、技術的な助言を実施

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 行政機能の回復



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

No.29 共同利用漁船等復旧支援対策事業

➤ 事業目的

漁業生産の根幹である漁船が多数甚大な被害を受けたことから、被災した漁船・定置網等を復旧し、漁業生産活動の早期再開を図るため、漁業協同組合等が行う漁船・定置網等の導入を支援。

➤ 事業主体

- (1) 共同利用小型漁船建造事業
漁業協同組合（激甚災害法に基づく認定漁協に限る）
- (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合等（法人格を有するものに限る）

➤ 事業概要

- (1) 共同利用小型漁船建造事業
 - ア 補助対象 被災した5 t以下の漁船の所有者が共同利用する漁船の建造費（船体、機関、設備）
 - イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 3/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9
- (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
 - ア 補助対象 新造船、中古船の取得・修繕費（船体、機関、設備）
定置網漁具の取得
 - イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 3/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 共同利用スキーム（仕組み）



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.30 水産業経営基盤復旧支援事業

➤ 事業目的

養殖業の基盤である養殖施設や漁業生産関連施設、流通・加工施設など、漁業協同組合等が有する共同利用施設の多くが流失、損壊するなど甚大な被害を受けたことから、これらの生産基盤の復旧と生産能力の回復を図るため、共同利用施設の復旧・整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会 等

➤ 事業概要

(1) 養殖施設復旧整備

- ア 補助対象 養殖施設（共同利用施設に限る）の復旧・整備費
- イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

(2) 共同利用施設復旧整備

- ア 補助対象 加工処理施設、冷蔵施設、荷捌き施設、漁船保全修理施設等の共同利用施設の復旧・整備費
- イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 養殖施設等の復旧・整備イメージ



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.31 水産業共同利用施設復旧支援事業

➤ 事業目的

漁業協同組合等が有する水産業共同利用施設は、漁業生産から流通・加工関連施設まで、その多くが流失、損壊するなど甚大な被害を受けたことから、水産物の生産・安定供給体制の再構築を図るため、被災した水産業共同利用施設の復旧や、利用再開に必要な機器等の整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 等

➤ 事業概要

- (1) 補助対象 水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備費、施設本体の修繕費、仮設等応急的な施設の整備費、仮設倉庫等のリース料など
- (2) 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 共同利用施設の復旧・整備イメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.32 製氷保管施設等早期復旧支援事業 (うち製氷・貯氷施設回復支援事業)

➤ 事業目的

産地魚市場周辺の製氷・貯氷施設の大半が被災し、水揚物の鮮度保持に不可欠な氷の供給機能が失われたことから、氷の供給機能を回復し、産地魚市場の早期再開と鮮度を保持した安全・高品質な水産物の供給を図るため、製氷・貯氷施設の復旧・整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

➤ 事業概要

- (1) 補助対象 製氷・貯氷施設（産地魚市場に氷を供給する施設に限る）の復旧・整備費
- (2) 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 製氷・貯氷施設の復旧・整備イメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.33 中小企業等復旧・復興支援事業

➤ 事業目的

複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図ることにより、地域経済の早期復旧・復興を推進。

➤ 事業主体

民間企業

➤ 事業概要

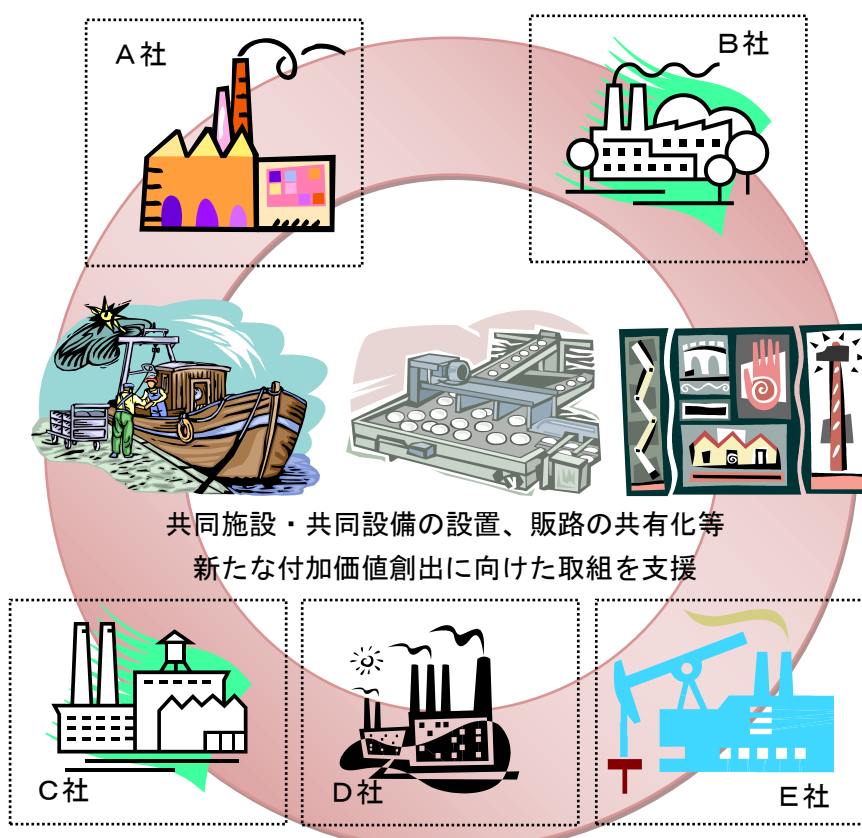
被災地の中小企業等が一体となって復旧・復興を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備に対して、国と県が連携して補助。

補助率：国 1/2、県 1/4（対象者が大企業の場合は国 1/3、県 1/6）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 補助による企業支援のイメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.34 産地パワーアップ復興支援事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸域の食品事業者が、被災前よりも強いサプライヤーとして復興するため、素材に近い低次加工で出荷するいわゆる「原料」の供給から、産地で付加価値を高めた「商品」を供給できる産地づくりを推進。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

大手商社等のアドバイザーによる産地メーカー等の個別指導の実施

(1) 製造体制強化指導

多様なニーズ・販売先に対応できる製造体制のレベルアップを図るため、加工場の設計、動線を含む作業性の効率化、衛生管理を含む品質管理（ソフト面）体制などを事業者ニーズに合わせて指導

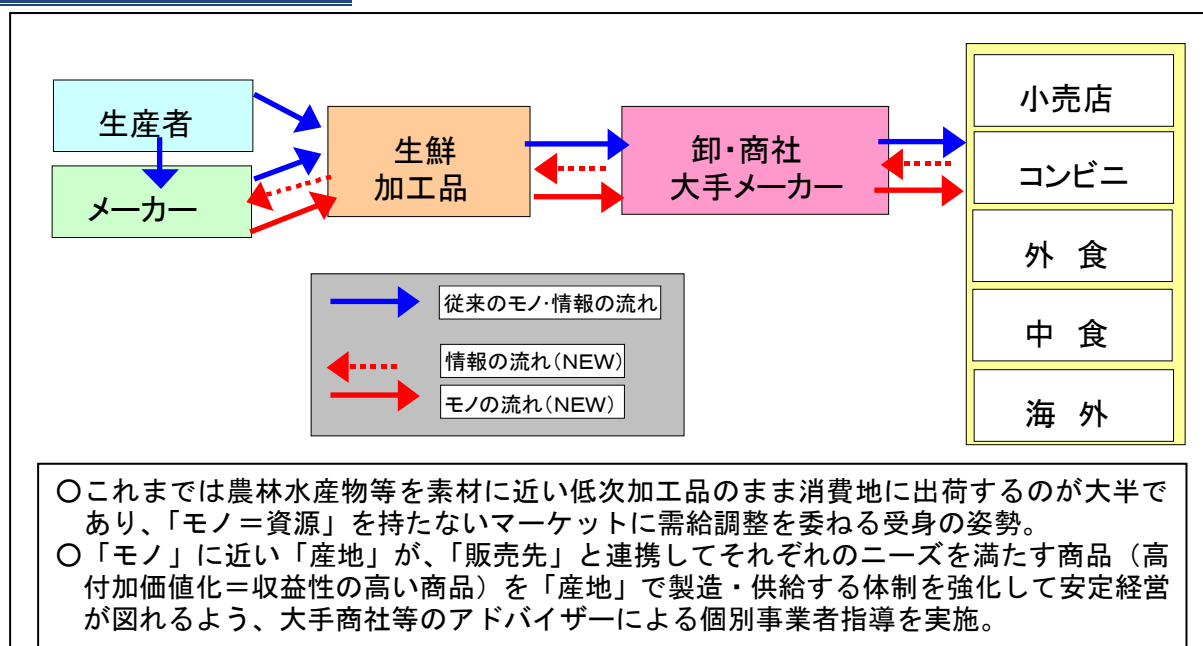
(2) 商品・販売ルート開発指導

製品ロスの改善と収益性の向上を図るため、マーケットニーズに合わせた商品設計、商品開発、販売ルート開拓を指導

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 漁港等の整備

No.35 漁港災害復旧事業

➤ 事業目的

漁業の早期再開とともに、沿岸地域経済の基幹である水産業の早期復興を支援するため、津波により被災した防波堤など漁港施設や、防潮堤など海岸保全施設等について、災害復旧工事を実施。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

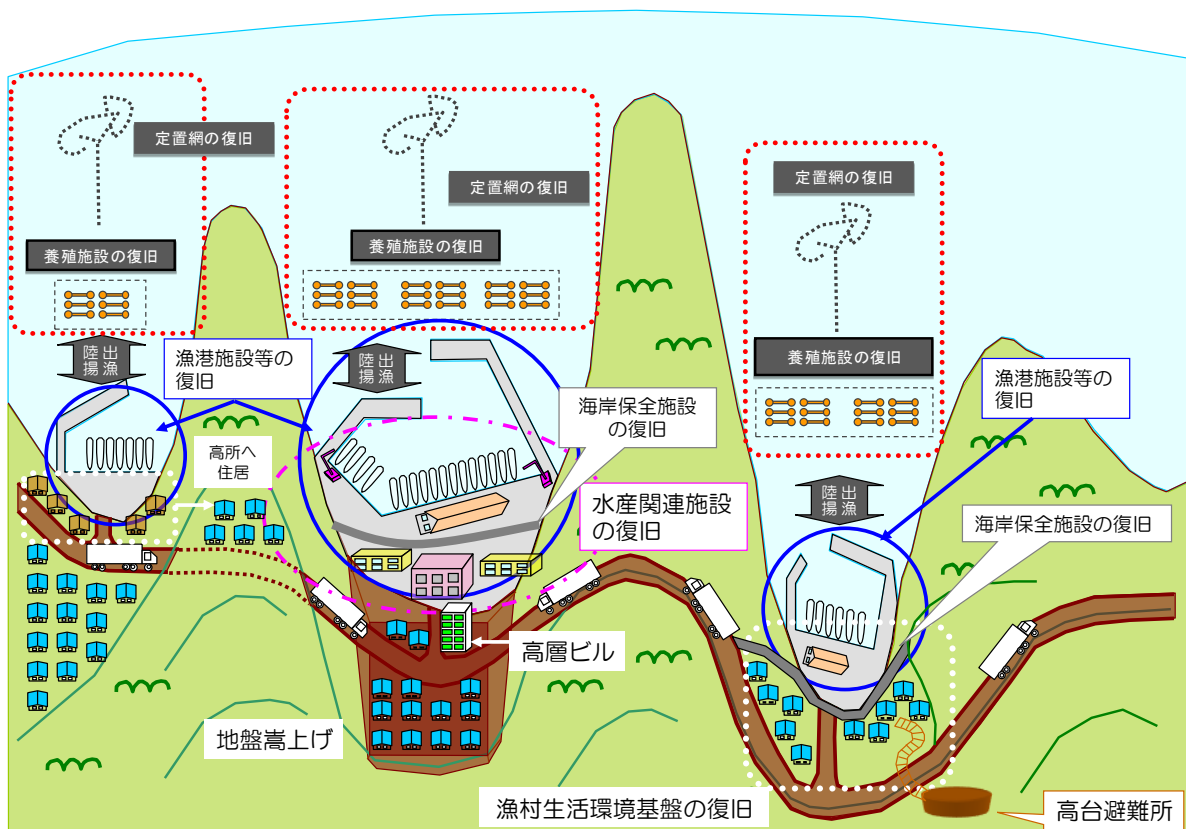
- (1) 防波堤、岸壁など漁港施設の災害復旧工事の実施
- (2) 防潮堤、門扉、水門など海岸保全施設の災害復旧工事の実施
- (3) 漁港内の泊地等に堆積・浮遊している瓦礫の撤去

【事業費負担割合】国 85%、県 15%

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度

➤ 漁港等の復旧・整備イメージ



取組項目 漁港等の整備

No.36 漁業集落防災機能強化事業

➤ 事業目的

東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた漁村地域等の円滑かつ迅速な復興を図るために、被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施。

➤ 事業主体

市町村

➤ 事業概要

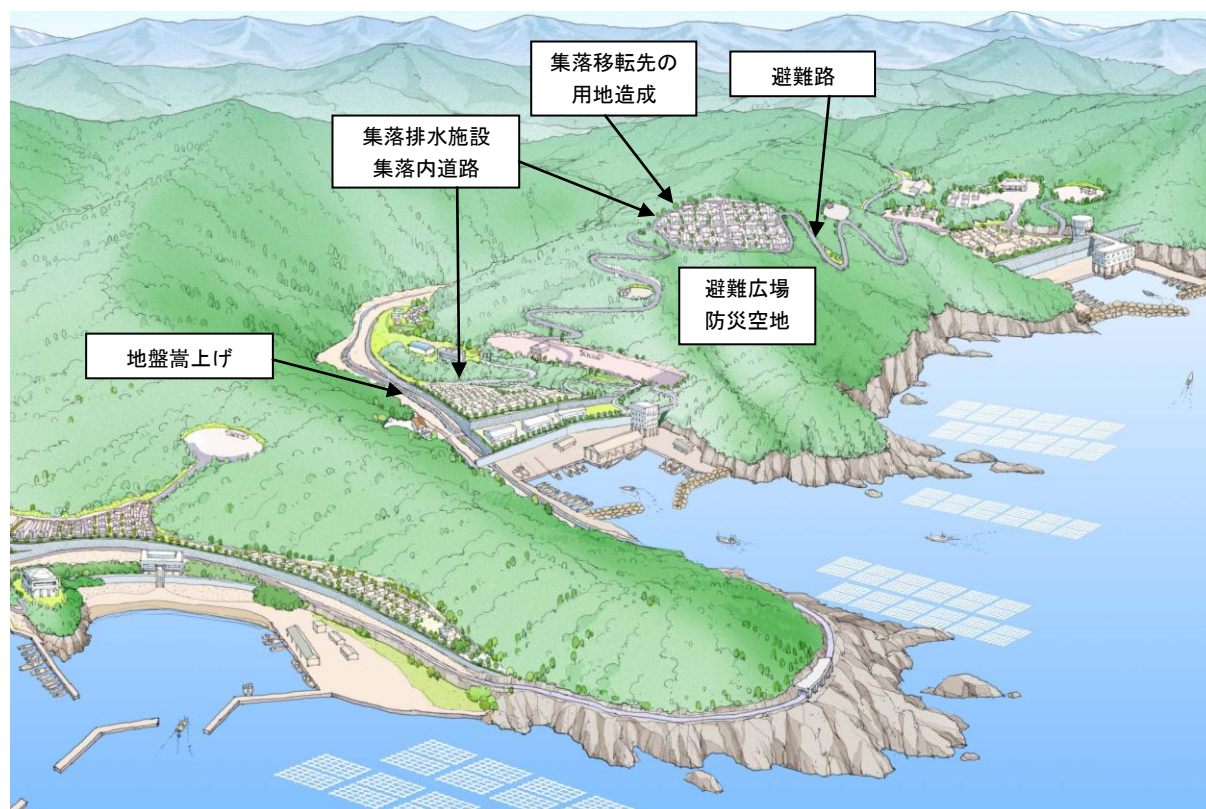
- (1) 漁業集落等の移転・再編整備のための地盤嵩上げや移転先用地等の整備
- (2) 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設（上水道等）等の整備
- (3) 漁業集落内道路、防災安全施設、避難広場、防災空地等の整備

【事業費負担割合】国 75%、市町村 25%

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度

➤ 漁業集落移転等のイメージ



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

No.37 被災地域農業復興総合支援事業

➤ 事業目的

東日本大震災により被災した市町村が策定する復興プランに基づき、被災地域の農業の復興を図るために必要となる農業用施設等の整備を総合的に支援。

➤ 事業主体

市町村

➤ 事業概要

(1) 整備事業

被災市町村が復興プランに掲げた農業復興を実現するために行う被災農業者等への貸与等を目的とした農業用施設・機械の整備（所有権は市町村）への支援

- ア 助成対象 ① 生産・加工・流通・販売に必要なハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
② トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械

イ 補助率 国 3/4（残りの 1/4 は市町村負担となるが、特別交付税で全額措置）

(2) 推進事業

(1)の整備事業に関連して、地域が独自に行う取組への支援

ア 助成対象 地域の特性に即した自主的かつ主体的な取組（話し合いなど）に必要な経費

イ 補助率 国 8/10（残りの 2/10 は市町村負担となるが、特別交付税で全額措置）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～ 平成 27 年度

➤ 事業推進イメージ

◎市町村復興プランの実現に向けた農業用施設・機械の整備への支援

★市町村復興プランの実現に向けた取組支援

- 低コスト生産
- 6次産業化等

○新たな産地づくり
⇒ 農業用施設・機械の整備



○農産物を活用した特産品開発
⇒ 農産物加工施設、附帯施設（直売所）等の整備



◎整備事業に関連した取組への支援

○地域の特性に即した自主的かつ主体的な取組（話し合いなど）に必要な経費



**被災地域の農村の活性化
生産性・収益性の高い農業の実現**



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

No.38 農用地災害復旧関連区画整理事業

➤ 事業目的

沿岸地域の特性を踏まえた生産性・収益性の高い農業の実現や、地域づくりの方向性を踏まえた安全な農村の実現を図るため、津波により被災した農地について、災害復旧事業と一体的に圃場の整備を推進。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

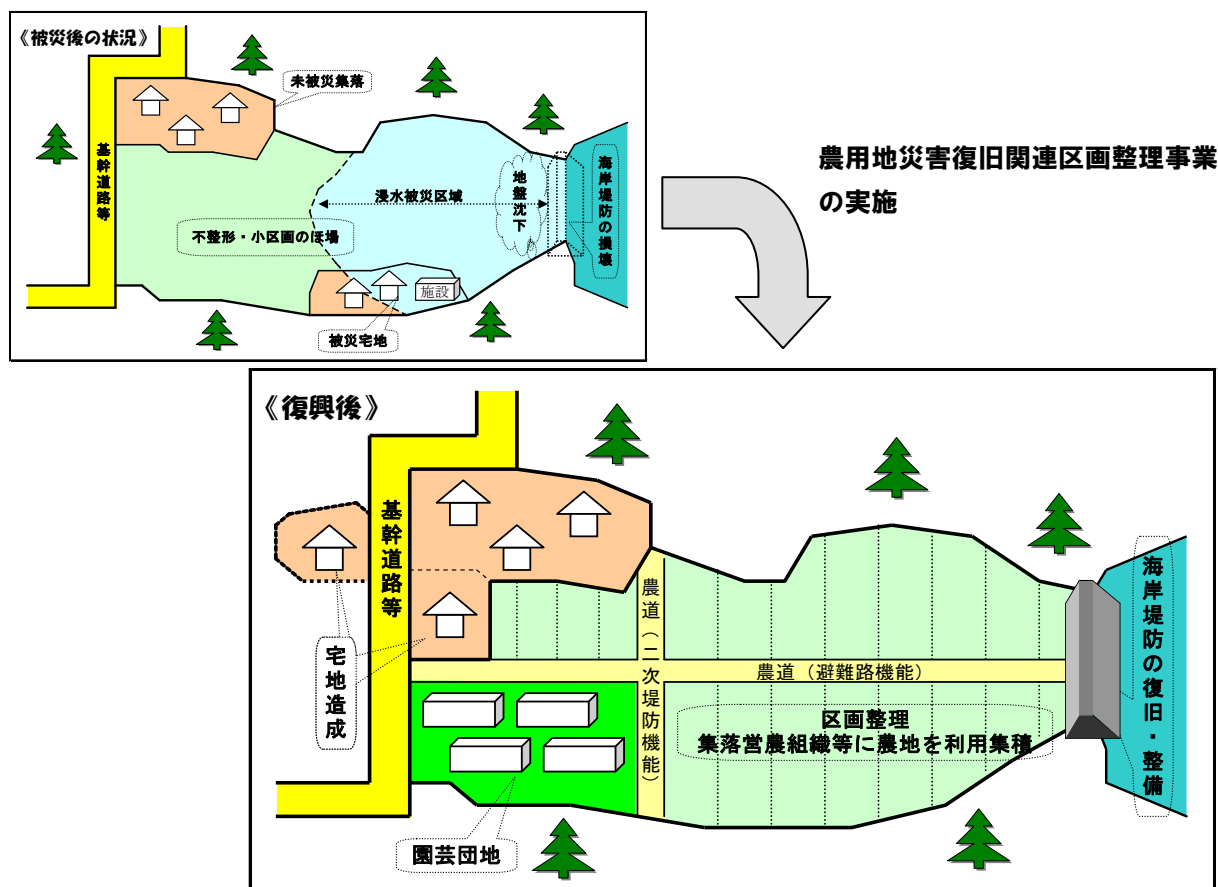
被災農地に隣接する未被災農地も加えた一団の圃場を対象に、災害復旧事業と併せ、農地の区画整理や、換地による農地の利用集積、減災の視点に立った農道の整備などを実施。

【事業費負担割合】 国庫 77.5～55%、県 15～30%、市町村 1～10%、受益農家 0～5%

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 整備イメージ



取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現

No.39 三陸みらい園芸産地づくり交付金事業

➤ 事業目的

三陸沿岸地域の夏季冷涼で冬季温暖な気象条件を活かした収益性の高い施設園芸モデル団地を整備し、新たな園芸産地づくりを推進。

➤ 事業主体

3戸以上の農家で組織する団体等
(受益者又は事業参加者の過半が東日本大震災の被災農家であること)

➤ 事業概要

高収益施設園芸品目（トマト・いちご等の果菜類、ほうれんそう等）の生産施設の整備に必要な経費（委託施工費も対象）に対し補助。

〔整備費の補助率〕 国庫 1/2、県 1/6、市町村 1/6 計 5/6 以内

〔委託施工費の補助率〕 県 1/3、市町村 1/3 計 2/3 以内

※国庫 東日本大震災農業生産対策交付金

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 園芸産地づくりイメージ

〔三陸沿岸地域における園芸団地化のイメージ〕



取組項目 地域の木材を活用する加工体制等の再生

No.40 木材加工流通施設等復旧対策事業

➤ 事業目的

木材加工体制等の再生を図るため、東日本大震災津波によって流失・損壊した木材加工施設や高性能林業機械の修繕・再整備等の本格復旧を支援。

➤ 事業主体

森林組合、素材生産業者、木材加工業者等

➤ 事業概要

(1) 木材加工流通施設の整備

ア 内容 被災した木材加工流通施設の復旧・整備への支援

イ 補助率 1/2

(2) 高性能林業機械の整備

ア 内容 被災した高性能林業機械の整備への支援

イ 補助率 1/2 但し、素材生産量 1,000 m³当たり 300 万円

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 地域の木材を活用する加工体制等の再生

No.41 治山災害復旧事業（海岸保全施設等復旧）

➤ 事業目的

東日本大震災津波により破壊された海岸保全施設等について、当面の安全確保のための応急復旧を実施するとともに、恒久対策として施設の本復旧を実施。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

(1) 内容

- ア 防潮堤など海岸保全施設の復旧
前浜地区ほか 3箇所
- イ 山腹土留など治山施設等の復旧
重染寺地区ほか 13箇所

(2) 事業費負担割合

国 2/3、県 1/3

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 防波堤復旧イメージ



取組項目 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組
ものづくり産業の新生

No.42 復興支援ファンド設立支援事業

➤ 事業目的

地域産業の早期復興に向け被災企業等の事業再開の妨げとなる二重債務の解消のため、既存債務の買取を行うことを目的とした復興支援ファンドを設立。

➤ 事業主体

国（中小企業基盤整備機構）、県、地元金融機関等

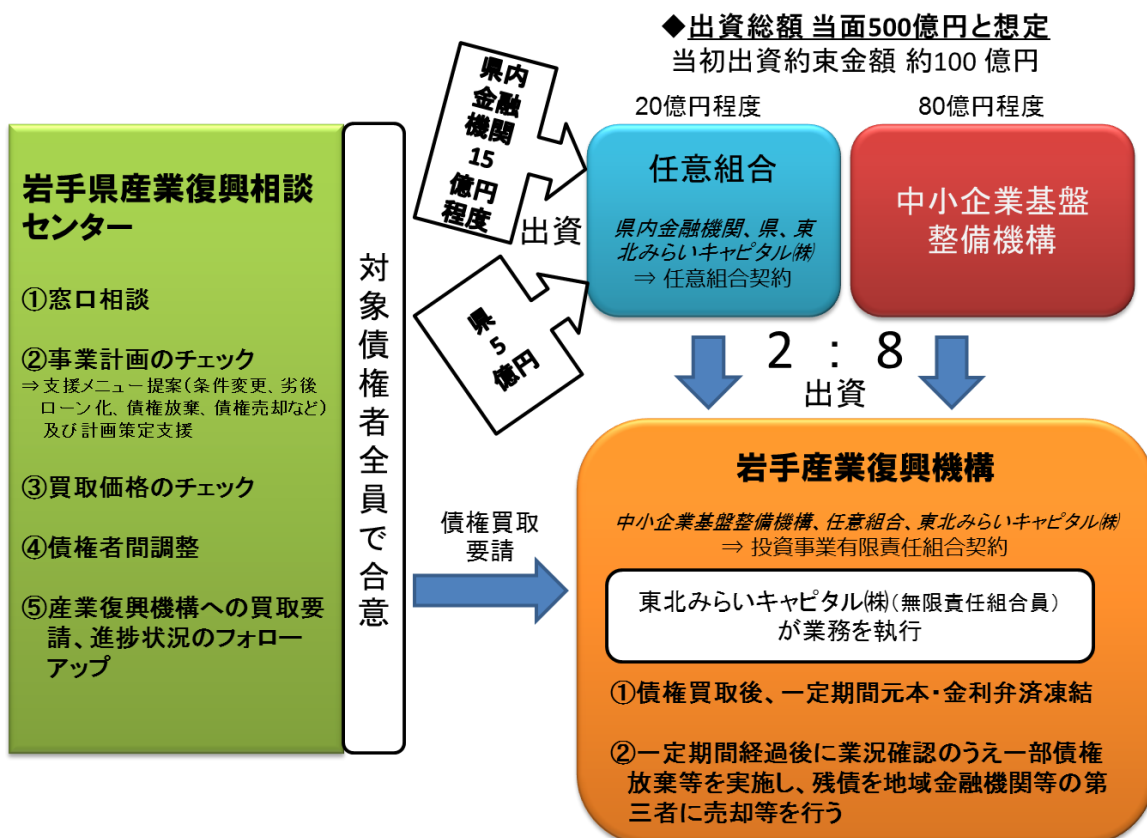
➤ 事業概要

復興支援ファンド（岩手産業復興機構）が被災企業の既存債務の買取をし、既存債務の利子補給を行うなど、負債を一時凍結させることで、企業のバランスシートを改善させ、地元金融機関等による新たな融資を受けることによって企業再建を促進。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 岩手産業復興機構のしくみ



取組項目 中小企業等への再建支援と復興に向けた取り組み
ものづくり産業の新生

No.43 中小企業被災資産復旧事業

➤ 事業目的

沿岸市町村が、被災した中小企業に対して施設・設備の復旧経費を補助する場合、その補助事業に要する経費を補助することを通じ、沿岸市町村の産業の復興を促進。

➤ 事業主体

市町村

➤ 事業概要

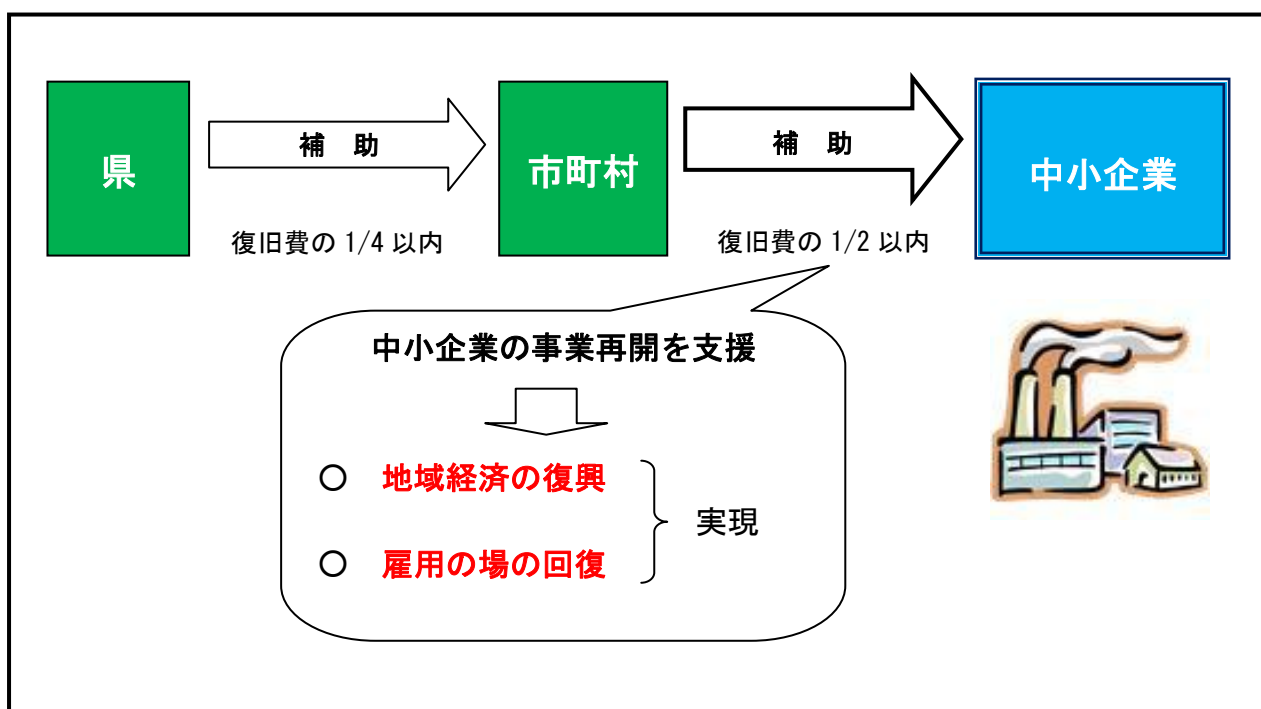
事業用資産が流出した中小企業が、沿岸市町村で事業を再開しようとする場合に、市町村を通じて、施設設備の復旧に要する経費の一部を補助。

- (1) 補助率：1/2 以内（県 1/4、市町村 1/4）
- (2) 補助限度額：製造業・宿泊業 20,000 千円（県 10,000 千円、市町村 10,000 千円）
上記以外の業種 3,000 千円（県 1,500 千円、市町村 1,500 千円）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 事業推進イメージ



取組項目 ものづくり産業の新生

No.44 自動車関連産業創出推進事業

➤ 事業目的

沿岸地域における被災企業の早期事業再開や地域の牽引役となる自動車関連産業などのものづくり産業の更なる発展に向けた取組を支援することにより、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、更なる産業集積・新産業の創出を推進し、「ものづくり産業の新生」を推進。

➤ 事業主体

県、いわて産業振興センター

➤ 事業概要

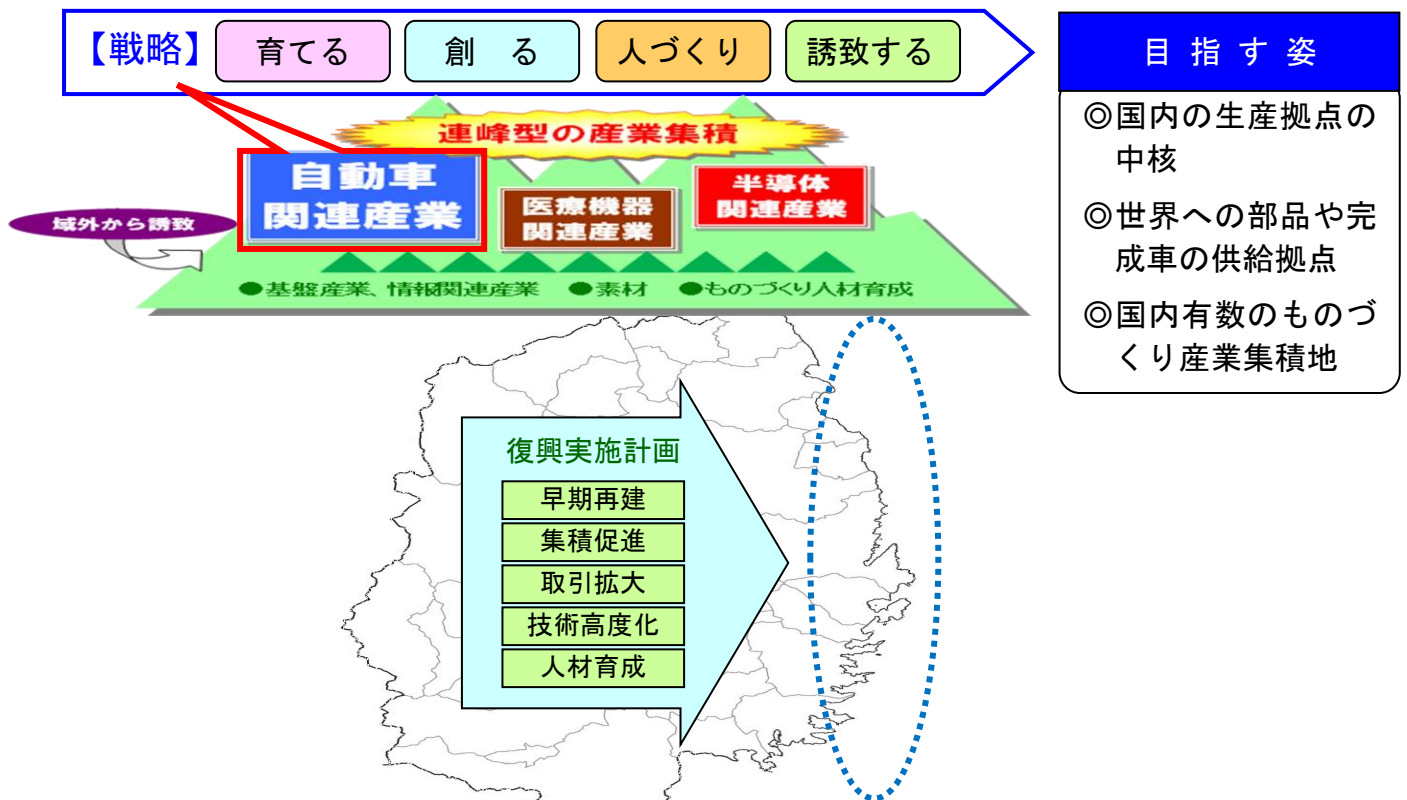
本県におけるものづくり産業の牽引役である自動車関連産業の集積促進を更に強化することにより、取引拡大、新規参入、技術高度化等を促進

- ・アドバイザー等の指導、マッチングによる取引拡大支援【育てる】
- ・次世代技術の研究開発と事業化の促進【創る】
- ・高度技術・研究開発人材の育成【人づくり】 など

➤ 実施期間

平成 22 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 自動車関連産業創出推進事業のイメージ



取組項目 ものづくり産業の新生

No.45 国際的研究拠点構築事業

➤ 事業目的

海洋研究の拠点形成を図るため、三陸沿岸地域に立地する海洋研究機関の連携を促進し、共同研究等を実施。

また、これら研究機関の地域と密着した研究活動を支援し、研究成果の活用による産業振興を促進。

➤ 事業主体

国、県

➤ 事業概要

国際研究開発拠点の本県への設置を目指し、本県をフィールドとした調査研究活動促進のため、海洋に関連する研究者や専門家等の被災地域の視察調査等の受入れ・協力や本県での学会開催誘致等を推進し、研究者ネットワークを構築。

また、同拠点設置の具体化のための実施計画策定へ向けた調査活動等も併せて実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 国際研究開発拠点のイメージ



取組項目 ものづくり産業の新生

No.46 国際リニアコライダー（ILC）推進事業

➤ 事業目的

震災からの真の復興、そして東北復興の象徴となる取組として、本県の北上山地が有力な候補地になっている世界最先端の素粒子研究施設である「国際リニアコライダー（ILC）」の誘致を進め、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図るための取組を実施。

➤ 事業主体

国際機関、国、県

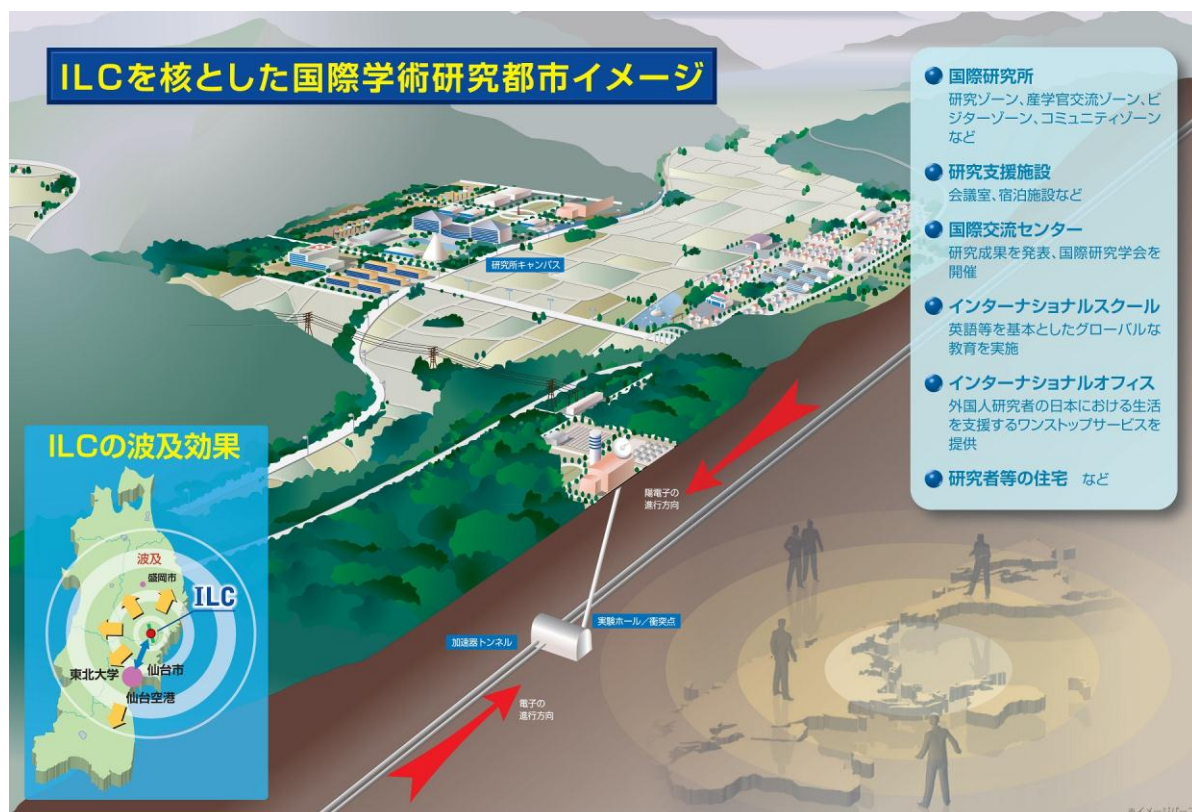
➤ 事業概要

国際リニアコライダー誘致に向け、本県が構成員となっている東北加速器基礎科学研究会が中心となり、大学や研究機関等とともに受入れ条件整備等の検討や国等への要望活動を実施。また、県内経済団体等と連携した講演会の開催やパンフレットの作成・配付などを行うことにより誘致に向けた気運の醸成を図るための取組を実施。

➤ 実施期間

平成 22 年度 ～ 平成 30 年度

➤ イメージ



取組項目 観光資源の再生と新たな魅力の創造
復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

No.47 いわてデスティネーションキャンペーン推進事業

➤ 事業目的

沿岸地域における観光産業の復旧・復興に向けた観光地づくりを支援するとともに、復興のシンボルとして掲げる世界遺産「平泉」を核として、沿岸地域の復旧・復興の段階に応じた情報発信や誘客事業の展開を強化することにより、観光産業の復興を促進。

また、全県における地域が主体となった観光地づくりの推進による観光立県を確立。

➤ 事業主体

いわてDC推進協議会（県、市町村、民間、団体）

➤ 事業概要

(1) 誘客・宣伝事業

- ・ 期間を通じた各種イベント等の実施
- ・ 全国から寄せられる復興支援の取組と連動したプロモーション活動の展開
- ・ 各種宣伝媒体による情報発信の強化（雑誌、ポスター、ガイドブック、HP等）など

(2) 受入態勢整備事業

- ・ 観光資源の復旧、発掘、磨き上げのための観光コーディネーターの設置
- ・ 内陸と沿岸をつなぐ復興応援ツアーの実施など二次交通の充実
- ・ 県内各地での歓迎イベント等の開催 など

➤ 実施期間

平成22年度 ～ 平成24年度

➤ 復興の動きと連動したいわてDC（デスティネーションキャンペーン）の実施イメージ



取組項目 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

No.48 国際観光推進事業

➤ 事業目的

震災等による風評の払拭や本県の認知度向上、旅行商品の造成及び販売を促進するため、東アジア圏(台湾、韓国、中国、香港)を主なターゲットとし、海外事務所等と連携して、「正確な情報発信」を行い、外国人観光客の誘致を推進。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

- (1) 海外エージェント・マスコミ招請事業：観光エージェント及びマスコミを招請
- (2) 旅行商品造成・販売促進支援事業：旅行商品に対する広告支援及びノベルティの提供
- (3) 海外旅行博出展事業：海外等で開催される旅行博覧会でのPR活動
- (4) 受入態勢整備事業：国際チャーター便の受入に向けた環境整備
- (5) 中国誘客促進事業：大連事務所と連携し、訪日観光客が多い広東省の市場開拓を実施
- (6) 復興支援と連動したキャンペーン事業：いわてDC実施以降の沿岸地域への誘客事業

➤ 実施期間

平成22年度 ～

➤ 海外からの誘客イメージ

